

町村における 地域運営組織

平成29年4月
全国町村会

はじめに

市町村の区域内では、自治会、町内会などの住民自治組織が、自治体と協力しつつ、さまざまな地域活動を行っています。しかしながら、高度成長期以降、都市を中心として、地域社会に無関心な住民が増大し、これら町内会等の活動も、徐々に低下してきています。また、町村においては、都市部に比べなお地縁的なつながりが強いものの、人口減少、高齢化の急速な進展、「平成の合併」による圏域の拡大などにより、町内会等の活動が弱体化している地域も見られるようになってきました。

このようなことから、都市、農村を問わず、地域の暮らしを守るため、複雑かつ増大する住民の要求に対応するとともに、暮らしを支えるさまざまな活動を行う取り組みが見られるようになってきました。

国においても、このような取り組みを支援するため、いわゆる「地域運営組織」の形成を、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるとともに、地方交付税による財政支援も行われるようになってきました。

全国町村会では、平成25年にも、このような地域運営組織の設立・運営状況を調査しましたが（調査の結果は「町村週報」第2848号（平成25年7月22日）参照）、今回改めて、「地域運営組織に関するタスクフォース」（座長：大森彌東京大学名誉教授）を設置し、地域運営組織の最新の実態を調査し、その運営上の課題や解決方策を検討することとしました。検討にあたりましては、全国の町村にお願いしアンケート調査を実施したほか、いくつかの町村に現地調査やヒアリングを行いました。

以下は、その検討結果の報告ですが、調査にあたりご協力いただきました町村の皆様にご礼申し上げますとともに、大変お忙しいなか、調査検討にご尽力いただきました大森先生を始めとするタスクフォースの委員の皆様へ、改めて感謝申し上げます。次第です。

本報告書が、これから地域運営組織の育成発展を考えられている皆様の参考となれば幸いです。

平成29年4月 全国町村会

目次

第1章	住民自治組織について	1
第2章	町村における地縁型住民自治組織について	5
	(1) 町内会等の地縁型住民自治組織の実情	5
	(2) 町村における住民自治組織	7
第3章	町村における地域運営組織について	9
	(1) 町村をとりまく状況の変化等	9
	(2) 町村における地域運営組織	12
	(3) 地域運営組織の実例	16
第4章	地域運営組織の課題と対応方策について	22
	(1) 人材の確保・育成、事務局のあり方	22
	(2) 資金の確保	23
	(3) 行政・地域内諸団体との関係、正統性の確保	25
	(4) 持続性の確保	26
	(5) 法人化	26
資料	地域運営組織等の現状に関するアンケート調査結果概要	30
	現地調査及びヒアリング概要	45

第1章 住民自治組織について

わが国においては、住民に最も身近な基礎的自治体である市区町村の区域内に、地域における社会生活の小さなまとまりとして、自治会、町内会、区会、コミュニティ協議会など名称は異なっているが、一般的に、当該地域に居住している住民（世帯単位）を構成員として、地域の諸問題の解決のため自主的に活動している住民自治組織が存在している。これらは、行政と相互関係をもちつつ、地域住民の互助組織としてさまざまな活動を行っている。これらの住民組織は、一定の範囲に居住していることを機縁として共同活動を維持しているという意味で「地縁型」の住民自治組織と呼ばれている。

町内会等は、昭和18年の地方制度改革によって市町村の補助的下部組織として組み込まれたが、戦後、それから解放され、自主的な住民自治組織としてそれぞれの地域において、活動してきている。

町内会等の地縁型住民自治組織は、「信頼に裏打ちされた社会的なつながり、あるいは豊かな人間的なつながり」という意味で、わが国における「ソーシャル・キャピタル」（社会関係資本）（注1）の例として取り上げられてきた。

ところで、1960年代以降、経済の高度成長、急速な都市化等により、大都市を中心として、地域社会に無関心な住民が増大し、町内会等の地縁型住民自治組織の活動力が徐々に低下してきた。1971（昭和46）年、旧自治省が事務次官通達で『コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱』を発表したが、そこでは「住民は近隣社会に対する関心を失い、人びとは孤立し、地域的な連帯感に支えられた人間らしい近隣生活を営む基盤を失うおそれがある。」とし、これに対処するため、国は、1971（昭和46）年以降「モデル・コミュニティ地区」等を設け、コミュニティセンター（コミセン）整備への助成などさまざまな対策を実施した。しかし、都市部を中心として、その後も、地縁型住民自治組織の加入率は低下を続けている（注2）。

なお、町内会等は任意団体で法人ではなかったため、町内会等が所有する不動産（自治会館など）は代表者の個人名義や役員の共有名義で登記され、代表者・役員が変更された時などに不都合が生じた。そこで、1991（平成3）年4月に地方自治法が改正され、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地縁による団体）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利義務の帰属主体となることができるようになった。これを認可地縁団体と呼んでいる（注3）。

一方、阪神淡路大震災を契機としてボランティア活動の重要性が国民の間で認識されるようになり、いわゆるN G O（非政府組織）が数多く作られ、これらの団体の活動が、福祉、教育・文化、まちづくり、環境などさまざまな分野で活発になってきた。1998（平成10）年に制定された「特定非営利活動推進法」（N P O法）は、民間の非営利団体の増加に大きく貢献し、N P Oは今や地域社会の重要な構成員になりつつある。

2000年代になると、少子高齢化の急速な進展に伴い住民の要求する公共サービスが増大・多様化する一方で、自治体の厳しい財政状況から、それらすべてに行政で対応することは困難であると指摘されるようになった。このため、増大・多様化した住民ニーズに対しては、行政以外の主体（地縁型住民自治組織やN P Oなど）による公共サービスの提供や、住民と行政による「地域協働」の推進によって対応することが重要と認識された。行政だけでなく、地縁型住民自治組織やN P O、企業などが、公共的なサービスの提供主体となり、身近な分野において協働することは「新しい公共」と呼ばれている。

以上が、戦後の住民自治組織のおおまかな流れであるが、すでに述べたとおり、現在、都市部では、価値観の多様化、プライバシー意識の高さや住民の連帯感の希薄化などから、町内会等の地縁型住民自治組織について加入率の低下や担い手不足、活動の停滞などの問題が指摘されている。

また、町村部においても、地縁的つながりはなお比較的強いものの、近年では、人口減少や高齢化の急速な進展に伴い、従来の地縁型住民自治組織が弱体化している地域が見られるようになっている。

このように、都市農村を問わず、従来の地縁型住民自治組織に加えて、新しい公共的活動の担い手育成が課題となっている地域が増えている。そこで、国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、いわゆる「地域運営組織」の形成を重要な政策課題に掲げ、平成32年までに、全国に3,000の「地域運営組織」の形成を目指すこととしている。また、平成28年度からは、「地域運営組織」の持続的な運営に必要な費用について地方交付税による財政支援等も行っている（注4）。

（注1） 米国の政治学者・ロバート・D・パットナムが「孤独なボーリングー米国コミュニティの崩壊と再生ー」の中で展開した概念。ソーシャル・キャピタルの構成要素は「つきあい・交流」、「信頼」、「社会参加」の3つで、ソーシャル・キャピタルの豊かな地域では、ボランティアの参加率が高い、刑法の犯罪率が低い、合計特殊出生率が高いとされ、地域力を測る指標としている。

（注2） 「地域コミュニティと行政の新しい関係づくり～全国812都市自治体へのアンケート調査結果と取組事例から～」(平成26年3月 日本都市センター)によると、平成12年から平成25年4月1日(調査時点)までの、地縁型住民自治組織の加入率の傾向は、①5%以上上昇している=1.4%、②5%未満上昇している=2.4%に対し、③5%未満減少している=22.7%、④5%以上10%未満減少している=20.7%、⑤10%以上減少している=9.1%となっている。同調査は都市に限定されたものであるが、加入者の減少傾向が顕著である。

（注3） 地方自治法の「認可地縁団体」とは、地縁による団体で、次の4つの要件を満たすものとして市町村の認可を受けたものとされている。①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること、②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること、③その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成

員となっていること、④規約を定めていること（地方自治法第260条の2）。

- (注4) 「地域運営組織」に対して国からさまざまな支援が行われている。組織や取り組みの立ち上げ等に係る財政支援として、地方創生推進交付金、地方財政措置、過疎対策事業債、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業が設けられている。取り組みに対する人材支援としては、地域での話し合いや活動をサポートする人材としての地域おこし協力隊や集落支援員制度の活用、ワークショップや事業のアドバイスのための外部専門家招へい事業や地域活性化伝道師、地域再生マネージャー事業等の活用が可能なほか、人材育成のために全国地域づくり人財塾等の研修が行われている。

第2章 町村における地縁型住民自治組織について

すでに述べたとおり、町村においては、なお地縁的つながりは強く、「地域は自分たちで守る」という意識が見られるため、基本的に町内会等の地縁型住民自治組織の機能が維持されているところが多い。

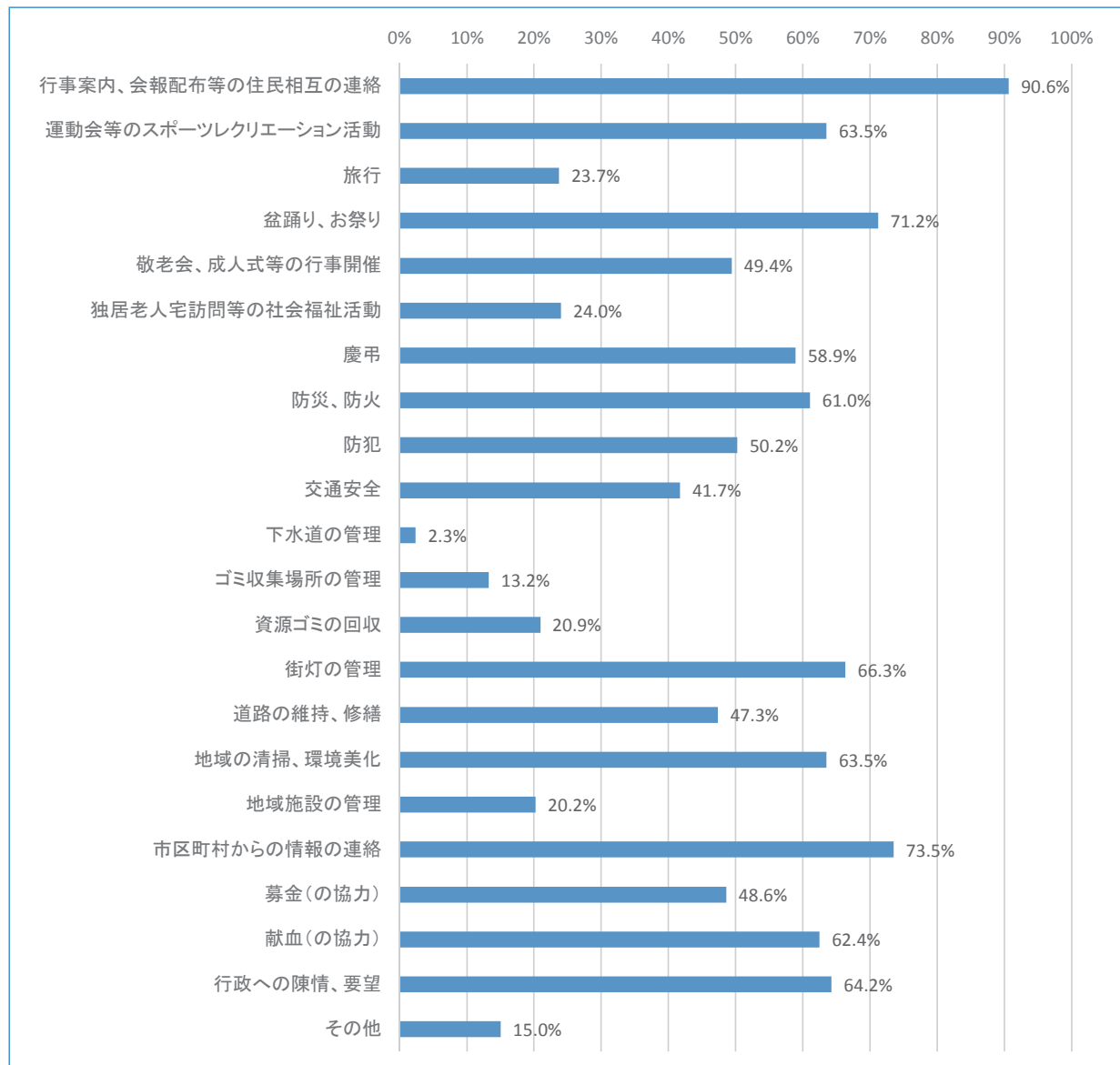
(1) 町内会等の地縁型住民自治組織の実情

今回、全町村(928町村)を対象に実施したアンケート調査(以下単に「アンケート」という)では、回答のあった821町村のうち、約99%にあたる814町村に、総計45,086の地縁型住民自治組織があった。これらの名称が自治会、町内会、区、行政区など極めて多様であることは、歴史や成り立ちの多様性等を示していると思われる。また、821町村のうち約67%にあたる553町村には、「町村の区域全体の連合会」「地区ごとの連合会」の双方またはいずれかがあり、町内会等の地縁型住民自治組織は、その多くが、集落単位の組織と区域全体の連合組織を有するものとなっている。

また、地縁型住民自治組織の活動内容について、今回のアンケートでは調査を行っていないが、内閣府が平成19年1月～2月に実施した「町内会・自治会等の地域のつながりに関する調査」(平成18年度国民生活モニター調査結果)によると、①行事案内・会報配布等の住民相互の連絡(90.6%)、②市区町村からの情報の連絡(73.5%)、③盆踊り・お祭り(71.2%)、④街灯の管理(66.3%)、⑤行政への陳情・要望(64.2%)、⑥運動会等のスポーツレクリエーション活動(63.5%)、⑦地域の清掃・環境美化(63.5%)、⑧献血(の協力)(62.4%)、⑨防災・防火(61.0%)、⑩慶弔(58.9%)ほか多様な活動を行っているとされている(括弧内の数値は、居住する地域の町内会・自治会が担っている役割について、回答者

(1,716人) が選択した割合を示す) (図1 参照) (注5)。

図1 地縁型住民自治組織の活動内容



内閣府「町内会・自治会等の地域のつながりに関する調査」を用いて作成

なお、内閣府の調査結果とは別に、現地調査等から、特に防災活動などの分野は、全戸参加が重要な要素となるため、地縁型住民自治組織が中心的な役割を果たしていると考えられる。また、地域によっては、行政からの補助も受けながら、堰や水路、農林道、生活道の整備などのハード事業に取り組むケースや、伝

統芸能の保存活動、高齢者への配食サービスや地域計画の策定に乗り出すケースも見られる。

(2) 町村における住民自治組織

今回のアンケートで、次章で述べる地域運営組織が「ない」と回答した632町村（回答町村全体の約77%）に対し、その理由を聞いたところ、404町村が「行政と地縁型住民自治組織の協力が円滑に行われているため」、306町村が「地縁型住民自治組織の活動が充実しているため」と回答した。この問いでは、複数回答が可能であるが、上記2つの理由のいずれか、または双方を挙げた町村は、632町村の約8割に上っている。

このことから、多くの町村では、現在も町内会等の地縁型住民自治組織が十分に機能していると考えられる。このような地域では、町内会等の経理や書類作成に町村の職員が協力したり、しばしば問題となる後継者も日常の地域活動の中で育成したりするなど、活性化にさまざまな工夫をしているところがある。また、行政への要望は町内会等を通すことをルール化することで、行政との協力を円滑化させているところもある。

多くの町村では、次章の(1)で述べるような町村をとりまくさまざまな状況変化の中でも、行政と地縁型住民自治組織双方の努力により、地域課題に対応していると考えられる。

なお、地域内には、地縁型住民自治組織の他にも、住民等がメンバーとなるさまざまな組織がある。たとえば、年齢や性別などの特定の属性に基づいて構成される組織－婦人会・女性会、青年団、老人クラブ等－や、特定の目的ごとに活動する組織－消防団、自主防災組織、伝統文化保存会、ボランティア団体等－、さらに職業的な組織－商店街振興会、農産物生産組合等－などである。これらは、それぞれ相対的に独立した組織であるが、地縁型住民自治組織からは、財政的な

支援を受けたり、行事を開催する場合は相互に協力したりするなど、連携・協力の関係にあるものが多い。町村における住民自治組織を考える際には、こうした地域内諸団体も一定の役割を果たしていることに留意する必要がある。

(注5) 旧総理府が昭和43年に実施した「住民自治組織に関する世論調査」において、住民自治組織の活動内容に関する質問項目がある（N=905（対象者：市町村の住民自治組織の長））。その結果を本会で整理し、平成19年の内閣府調査結果と比較したところ、①割合に大きな変化がなかった活動（増減率10%以下）は、道路の維持・修繕、消防・防災活動、防犯活動、街灯の管理、盆踊り・お祭り、行政への陳情・要望、交通安全。②割合が増加した活動（増加率10%以上）は、献血の協力。③割合が減少した活動（減少率10%以上）は、清掃活動、下水道の管理、成人式・敬老会等の行事開催、行政からの住民への情報伝達、慶弔、募金の協力であった。

なお、昭和43年総理府調査のみで挙げられた活動としては、神社の管理、消毒、財産管理、国民年金保険料・国民健康保険料のとりまとめ、簡易保険の団体加入－があり、平成19年内閣府調査のみで挙げられた活動としては、独居老人宅訪問等の社会福祉活動、資源ゴミの回収、地域施設の管理、住民相互の連絡－があった。

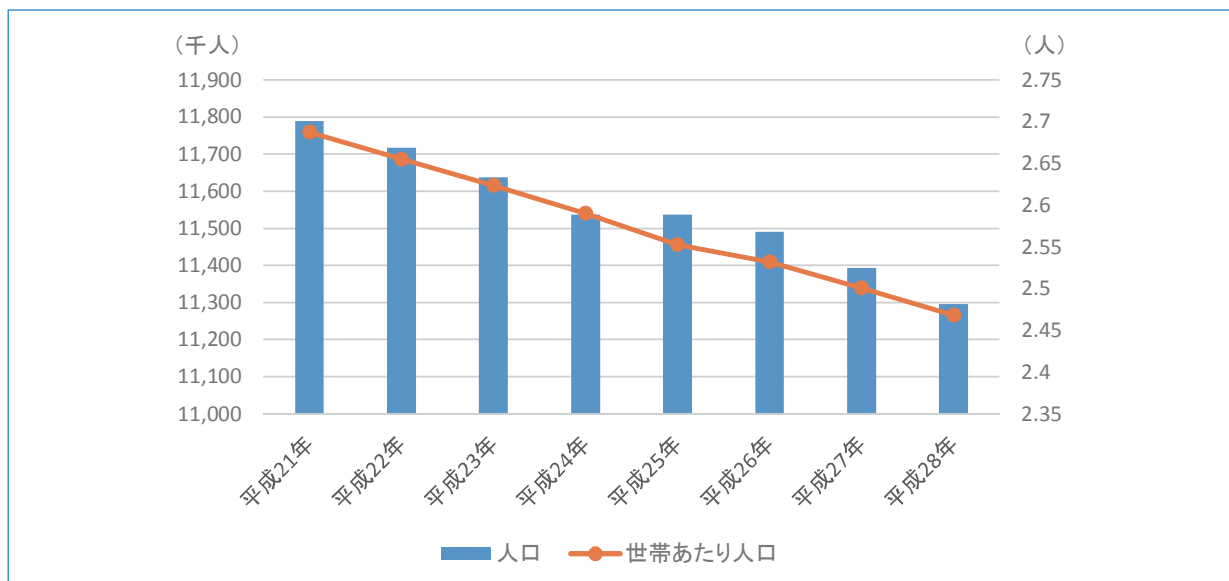
第3章 町村における地域運営組織について

(1) 町村をとりまく状況の変化等

前章で述べたとおり、多くの町村では、行政と地縁型住民自治組織が連携しながら、増大・多様化する住民ニーズに対応しているが、一方で、人口減少、急激な高齢化、「平成の合併」による行政区域の拡大など、町村をとりまく環境は急速に変化している。

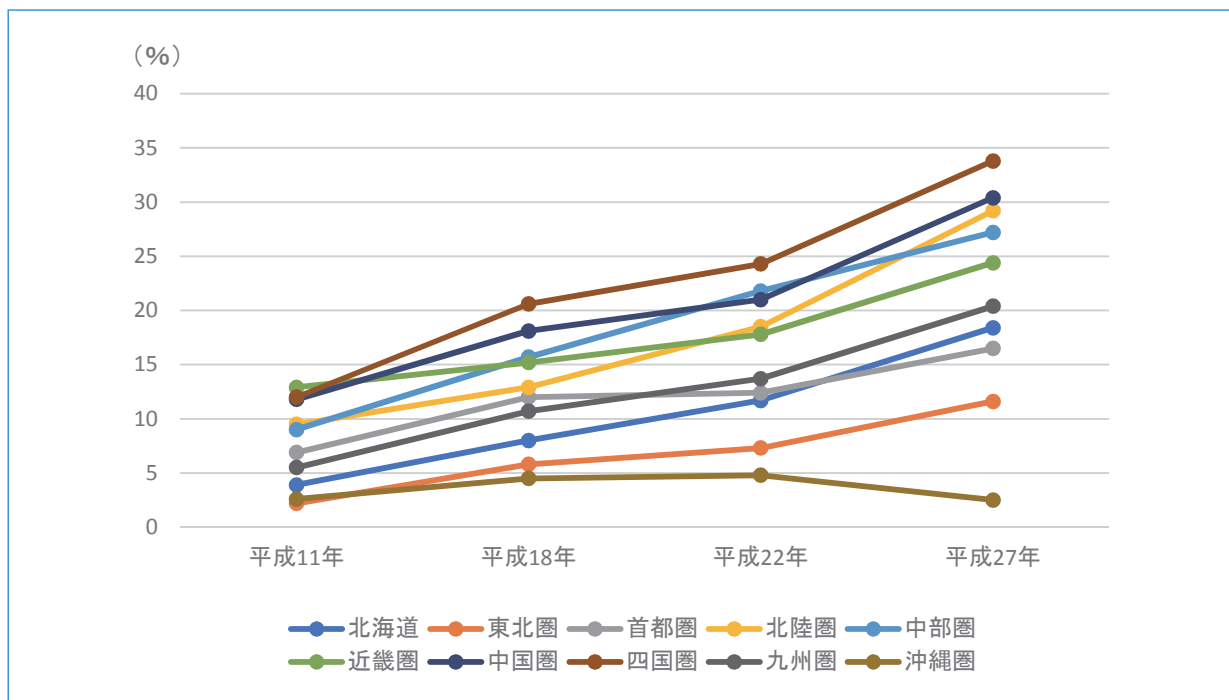
まず1点目は、人口減少と高齢化の問題である。図2は、町村における人口及び世帯あたり人数の推移、図3は、過疎地域等条件不利地域における高齢者（65歳以上）割合が50%以上の集落の割合を示している。この2つのグラフから見てとれるように、町村では人口が急激に減少するとともに、一世帯あたりの平均人数も減少の一途をたどっている。さらに、過疎地域等条件不利地域では、沖縄県を除き、高齢者割合の高い集落が着実に増加している。

図2 町村における人口及び世帯あたり人数の推移



人口、世帯数とも、「住民基本台帳要覧」を用いて作成

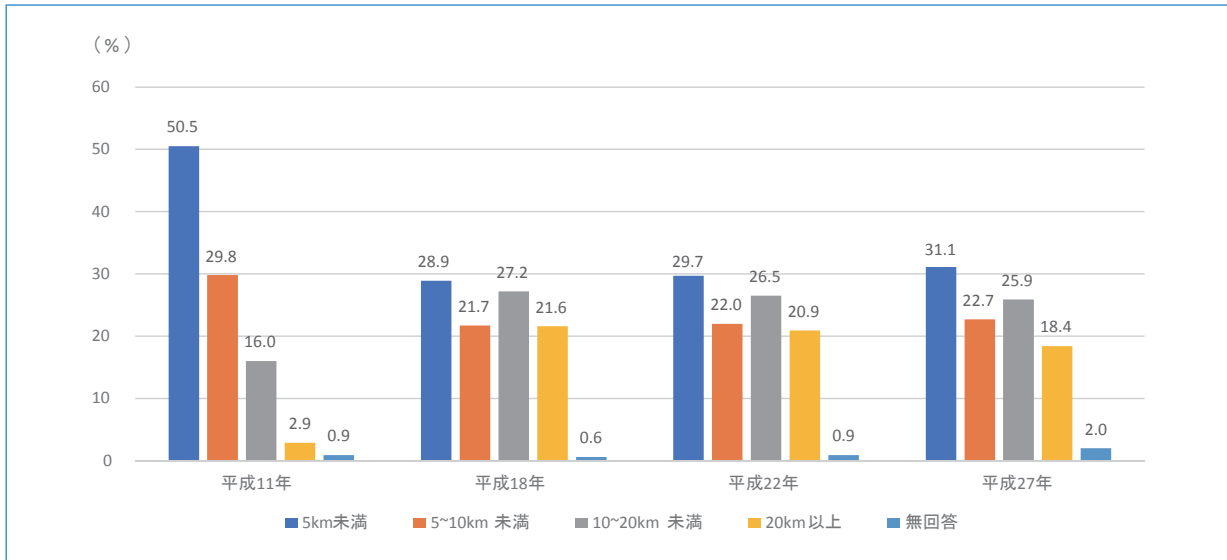
図3 高齢者割合が50%以上の集落の割合



国交省の過疎地域等の集落に関する調査結果を用いて作成

2点目は、住民と行政との距離拡大の問題である。図4は、過疎地域における集落の役場（本庁）までの距離に関し、平成11年以降どのように変化したかをグラフ化したものである。平成11年時点では、10キロ未満の集落が8割を超えていたが、「平成の合併」を経た平成18年以降は、10キロ以上の集落が半数近くに上っていることが分かる。合併後、旧町村ごとに支所を設けた自治体も多いが、通常、支所の職員数や機能は、合併前の旧役場よりも小規模であり、一定期間が経過した後にはさらに縮小されたり、支所そのものが廃止されたりするケースもある。

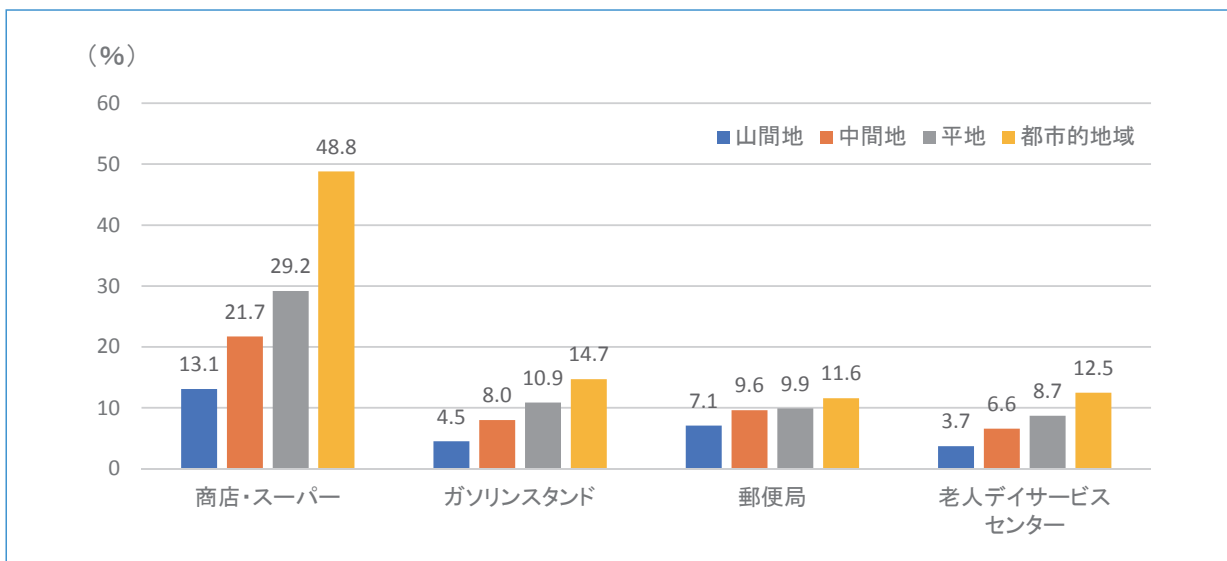
図4 集落の役場（本庁）までの距離



国交省の過疎地域等の集落に関する調査結果を用いて作成

3点目は、民間等による生活サービス機能の低下の問題である。図5は、集落における生活サービス機能の立地状況をグラフ化したものである。このグラフからは、地域に住み続けるために必要となる、商店やガソリンスタンドなど民間等による生活サービスが、中山間地で特に脆弱であることが分かる。

図5 集落における生活サービス機能の立地状況



国交省の過疎地域等の集落に関する調査結果を用いて作成（立地する集落の割合を示す）

このような地域社会の状況変化により、今後次のような影響が出ることが考えられる。まず、人口減少と高齢化、家族機能の弱体化がさらに進んだ場合、地域によっては、地縁型住民自治組織や地域内のさまざまな組織の担い手不足、高齢者福祉・生活支援等に係る住民ニーズの多様化が予想される。また、役場との距離拡大については、本会が平成20年10月に公表した『「平成の合併」をめぐる実態と評価』において、合併した地域における変化として、①行政の住民対応力の低下、②行政サービスの機動性・柔軟性の低下、③行政・住民相互の連帯意識の低下等が指摘されていた。さらに、民間等による生活サービス機能が弱体化した地域では、ガソリン・日用品・食料品の購買や地域交通などの分野にまで住民ニーズが広がっていくものと予想される。

このように、特に合併した地域を中心に行政サービスの機動性・柔軟性の低下が見られる一方で、地域社会の状況変化により、各地で新たな地域課題が生まれている。次に述べる地域運営組織には、より広い範囲で日常的な対応が必要となる新たな課題を解決し、地域で暮らし続ける環境を作る役割が期待されているものと考えられる。

(2) 町村における地域運営組織

町村において、いわゆる地域運営組織(注6)を設置しているところが、特に「平成の合併」以降増加している。

今回のアンケートで、地域運営組織の有無を聞いたところ、全回答町村の約21%にあたる175町村が「ある」と回答している(注7)。

地域運営組織の有無と「平成の合併」との関連について分析したところ、次のとおりであった。まず、[図6](#)及び[図7](#)のとおり、合併した町村と、合併していない町村では、地域運営組織が「ない」理由(「住民自治組織の活動が充実しているため」「行政と住民自治組織の協力が円滑に行われているため」)はほぼ同じ割

合であった。一方、合併した町村と合併していない町村のそれぞれにおいて、地域運営組織の設置状況を見ると、合併町村では、非合併町村のほぼ2倍弱の割合で地域運営組織が設置されている（図8）。

図6 地域運営組織がない理由（合併町村）

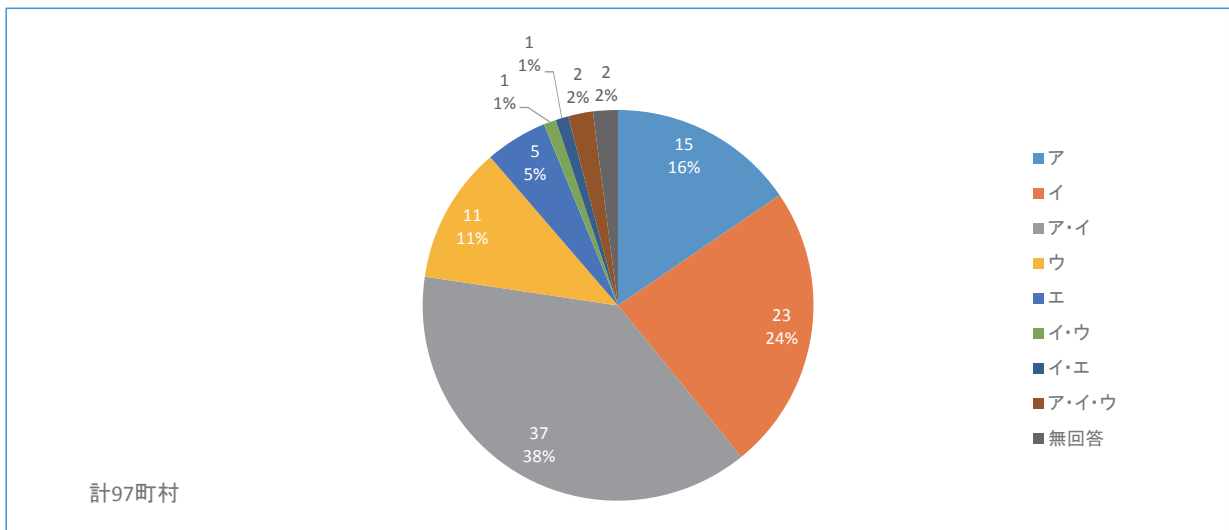
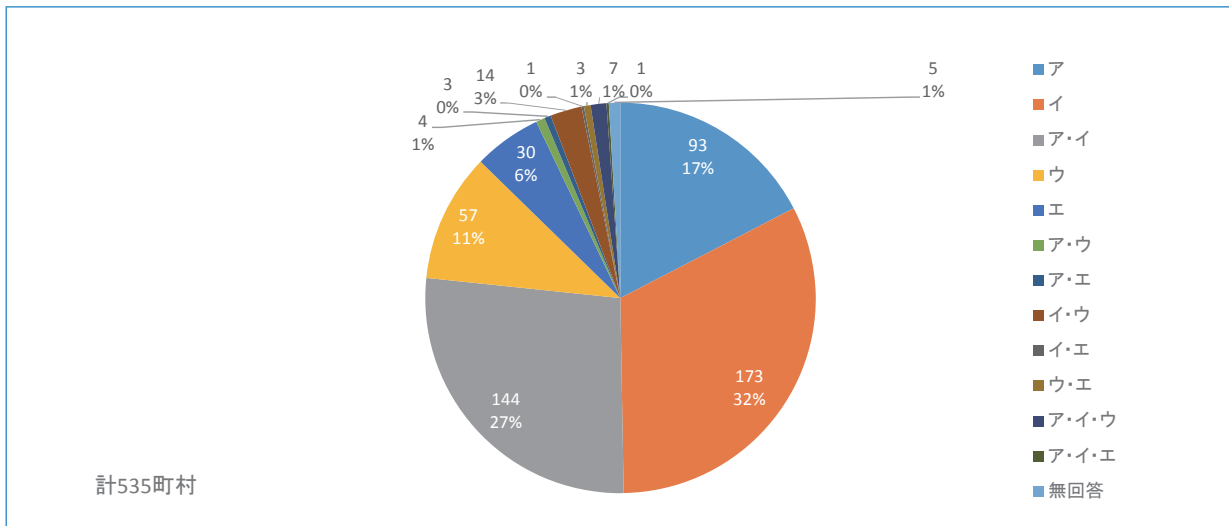
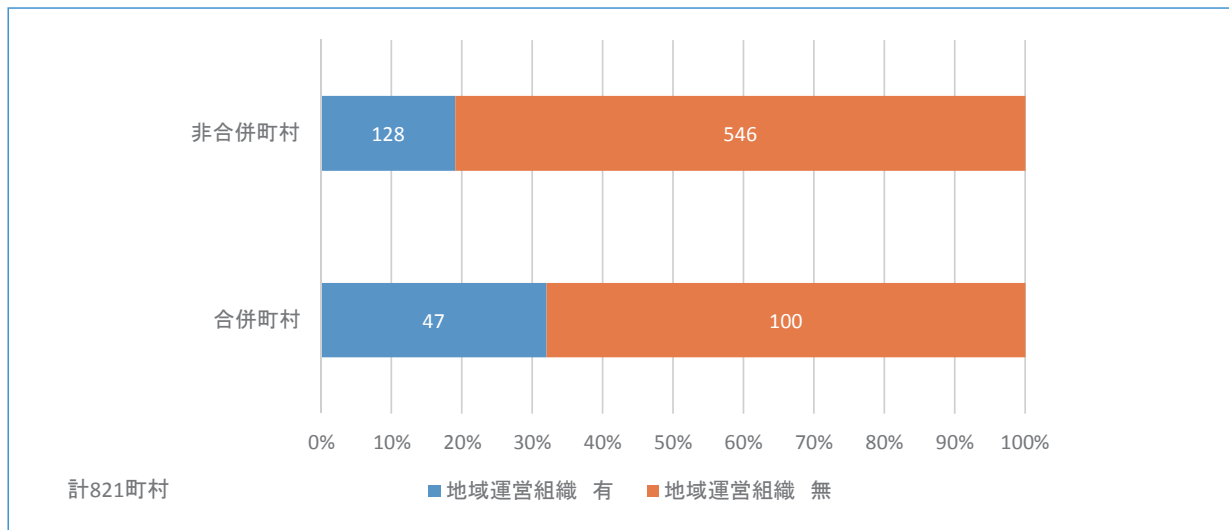


図7 地域運営組織がない理由（非合併町村）



- ア. 住民自治組織の活動が充実しているため
- イ. 行政と住民自治組織の協力が円滑に行われているため
- ウ. 必要性はあるが、関係者の合意形成が図れていないため
- エ. その他

図8 合併・非合併町村ごとの地域運営組織の設置状況



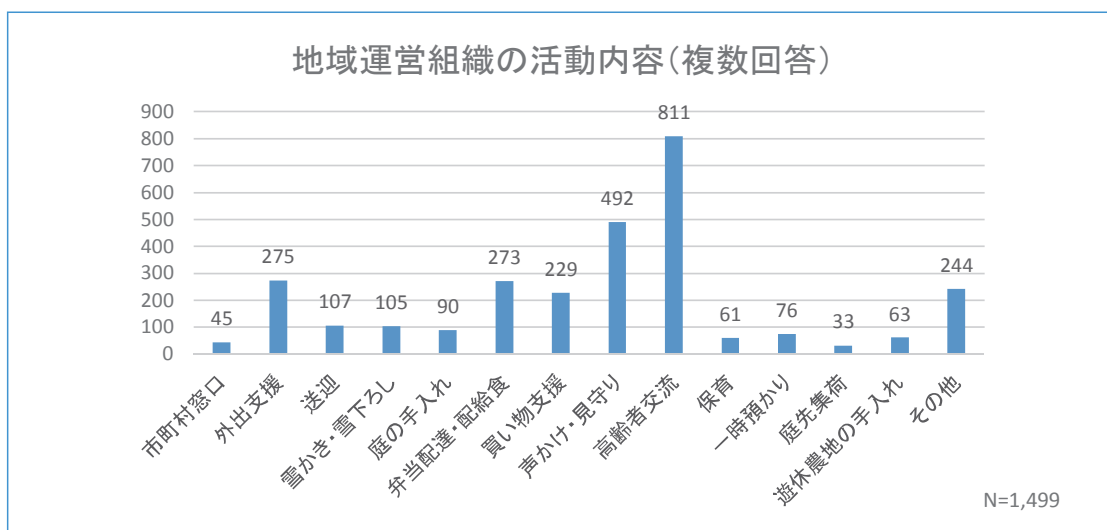
このことから、合併した町村では、非合併町村と比較して、地域運営組織を設置した町村の割合が高いが、合併した町村でも町内会等の地縁型住民自治組織の活動が充実しているところや、行政と地縁型住民自治組織の協力が円滑に行われているところでは、地域運営組織を設置していないものと考えられる。

アンケートでは、地域運営組織の活動内容は、①イベントの企画・実施、地域の人材育成等の「文化・教育」、②里山・水路の維持管理、道直し、耕作放棄地の活用等の「農林・土木・環境保全」、③声かけや見守り、家事支援、配食サービス、保育・一時預かり等の「生活支援」、④高齢者福祉、介護予防、健康づくり等の「健康・福祉」、のほか、⑤「防犯・防災」、⑥「公共施設の指定管理」、⑦「観光・交流事業」など、多岐にわたっている。加えて、少数ではあるが、⑧コミュニティバスや乗合いタクシーの運行等の「地域交通」、⑨特産品の開発・生産・加工・販売や地域商店の経営等の「収益活動」に取り組む組織もある。

なお、地域運営組織が「ない」と回答した632町村のうち、99町村は「必要性はあるが、関係者の合意形成が図れていない」と回答していることから、地域運営組織が存在する町村とその必要性を認識している町村は、合わせて274町村(全回答町村の約33%)となっている。多くの町村が町内会等の地縁型住民自治組織

と行政との連携で地域の課題に対応しようとしている一方で、地域社会の状況変化等に伴い新たな課題が生まれている地域では、地域運営組織の必要性も認識され始めていると考えられる。

(注6) 本報告書では、地域運営組織を「地域住民が主体となり、アンケートの問1（P31参照）の住民自治組織や、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会、学校、PTA、企業などの多様な団体と連携・協議の下、生活サービスの提供や地域の経済活動など地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織」としている。なお、総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」では、地域運営組織を、「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内のさまざまな関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織」と定義している。平成25年度総務省・農林水産省共同調査によれば、地域運営組織の活動内容（有効回答1,499）は、下記の表にあるように、高齢者交流、声かけ・見守りといった福祉的分野が大半を占めている。



(注7) 今回のアンケートの結果では、自主防災組織のみを地域運営組織として挙げてきた町村が13あった。自主防災組織は、災害対策基本法第5条2において規定され、町内会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体であり、地域運営組織の構成員として重要な役割が期待されるが、活動内容が防災活動に限定されたもので

あることから、本報告書では「地域運営組織」の組織数から除いて集計した。

また、地域自治区が設置されている町村は全国に6町あるが、このうち、地域自治区の地域協議会に当たるものを地域運営組織と回答してきたものは1町あった。地域自治区は、合併特例法または地方自治法に基づくものであり、「地域運営組織」の組織数から除いて集計した。

(3) 地域運営組織の実例

今回の調査で、ヒアリング及び現地調査を行った市町村の地域運営組織の状況は次のとおりであった。

○宮城県丸森町

丸森町は、宮城県の南端に位置し福島県と隣接する町である。人口14,313人、高齢化率37.85%で、昭和29年2町6村が合併して現在の丸森町となった。

町は、平成16年に住民意向調査結果により非合併を選択した後、地区ごとの特性に応じたまちづくりを進めるため、行政と地区住民が協力して「地区別計画」を策定した。さらに、第4次長期総合計画において、「協働のまちづくり」を掲げ、平成19年に町内8地区（旧町村・小学校区単位）で「住民自治組織」を設立した。

各地区には、「住民自治組織」の活動拠点として、旧公民館等を改変した「まちづくりセンター」がある。ここには「住民自治組織」が雇用する事務員が常駐し、施設の指定管理も受けている。

町では、平成22年度に住民自治組織運営交付金制度（平成27年度決算額約6,700万円）を創設し、会長職の人件費を含む組織の活動に要する経費について支援している。（なお、詳細な結果は、資料編P45に記載のとおり）

○宮城県亶理町

亶理町は、宮城県南部の太平洋岸に位置し、人口は33,598人、高齢化率28.82%の町である。

町では、平成14年から隣接する山元町と合併協議を行ったが合意に至らず、その後、平成20年4月に「まちづくり基本条例」を施行するとともに、「協働のまちづくり計画」を策定した。この計画の趣旨を尊重し、協働のまちづくりを推進するために、町を5地区（概ね中学校区単位）に分け、それぞれに「まちづくり協議会」を設置した。

「まちづくり協議会」の組織形態は、役員会の下に、活動内容ごとに3～6の部会を設置する形が基本であるが、亶理地区の協議会ではオリーブの試験栽培に関し、別組織を立ち上げて取り組んでいる。

「まちづくり協議会」の日常業務は、常勤の事務局長1名と事務員1～2名からなる事務局が処理している。

町は、国の緊急雇用創出事業を活用し、事業推進にあたっての財政支援（平成28年度予算額で約5,400万円）を行っている。（なお、詳細な結果は、資料編P46に記載のとおり）

○鳥取県日南町

日南町は、鳥取県南西部に位置し、島根県、岡山県、広島県と接する町である。ピーク時に16,000人超を数えた人口は、現在4,764人、高齢化率は48.44%となっている。

単独町政を選択した平成15年、7つの旧中学校区ごとに校区担当職員を4名ずつ配置し、翌年には、住民参画のまちづくりを掲げた「行財政改革基本方針」を策定した。さらに平成18年、少子高齢化の進行、自治会機能の低下や生活様式の多様化に伴う課題の増加に対応するため、従来の自治会と地域内の各種団体をメンバーとした「まちづくり協議会」を全7地域に設置した。これに併せて、従来

の公民館を「地域振興センター」に移行し、「まちづくり協議会」の活動拠点とした。

町では、事務長1名を嘱託職員として採用するなどの人的支援を行っているほか、自治会に交付していた8つの補助金を統合した一括交付金制度（平成27年度予算額約2,000万円）を創設し、まちづくり協議会を通じて交付する方式とするなどの財政支援を行っている。（なお、詳細な結果は、資料編P47に記載のとおり）

○鳥根県邑南町

邑南町は、鳥根県中部に位置し広島県と隣接する町である。平成16年に3町が合併し、419.3km²と広大な面積を持つ町となった。現在の人口は、11,100人、高齢化率は42.08%である。

町では合併を契機に、「協働のまちづくり」を推進するために「まちづくり基本条例」を策定。当地は公民館活動が盛んだったことから、公民館設置区域ごとに「公民館運営協議会」を形成するとともに、2～17の集落で構成する39の「自治会」を組織した。具体的な地域活動は、この「自治会」が担っている。

公民館（運営協議会）には、館長（非常勤）及び常駐の主事・事務員がおり、「自治会」の活動をサポートしている。

町は、公民館運営協議会のうち、地域再生プロジェクトを策定した地域に対し、5年間にわたり年間256万円（地域マネージャー人件費156万円＋活動費100万円）の財政支援を行っているほか、「自治会」に対し、自治会活動費補助金（均等割20万円＋1,500円×戸数）を交付している。（なお、詳細な結果は、資料編P48に記載のとおり）

○広島県北広島町

北広島町は、広島県北西部に位置し鳥根県と隣接する町である。平成17年に4町が合併し、646.2km²の広大な面積を持つ町となった。現在の人口は、18,918人、

高齢化率は35.62%である。

合併で広域化した町域において地域活動を担う組織としては、従来の行政区では単位が細かすぎることや、旧町の特性を踏まえた協働のまちづくりを進める必要があることなどから、平成18年、旧4町の区域ごとに「地域協議会」、その下部組織として町全域で35の「地区振興会」等を設立した。

4つの「地域協議会」は、いわば連合組織であり、「地区振興会」等への「地域づくり交付金」の受け皿としての役割や旧町単位のイベント開催等の役割を担い、日常のさまざまな地域活動は、「地区振興会」等が主体となって実施している。

町は、「地域づくり交付金」（平成28年度予算額で約2,300万円）や草刈り補助金（同約250万円）等の財政支援を行っている。（なお、詳細な結果は、資料編P49に記載のとおり）

市であるが、比較検討のため、「平成の合併」で、大型の町村合併によって発足した鳥根県雲南市の実情をヒアリングした。

○鳥根県雲南市

雲南市は、鳥根県東部に位置し、平成16年11月に6町村の合併により誕生した市である。人口は39,032人、高齢化率は36.5%、553.18km²と広大な面積を有している。

合併による行政の広域化、人口減少・高齢化による地域の疲弊に対応するため、新市発足後の平成17年～19年にかけて、市全域に30の「地域自主組織」（小学校区単位）を設置した。その際、従来の公民館を交流センターに移行して「地域自主組織」の活動拠点とした。

事務局体制は、おおむね常勤職員2名と非常勤職員数名からなり、平成25年からは、各「地域自主組織」が雇用している。

市は、事務局職員の人件費も含む一括型の地域づくり活動交付金（平成28年度予算額で約2億8,000万円）を交付するなどの財政支援を行っているほか、各「地域自主組織」と基本協定書を締結し、地域運営組織に関してしばしば問題となる地域代表制の確保や、行政との役割の明確化を図っている。（なお、詳細な結果は、資料編P50に記載のとおり）

本節で紹介したのは、ヒアリング及び現地調査を行った市町村の実例だが、これらはいずれも行政が主導し、地域運営組織が設立されたものである。地域運営組織には、こうしたタイプとは別に、住民が自ら立ち上げ、行政の支援も受けながら活動しているタイプもある。

○住民が立ち上げた地域運営組織の例

広島県東広島市の小田地区では、市町村合併と小学校の廃校をきっかけに、コミュニティ崩壊の危機意識が高まり、平成15年10月、住民主体の提案型のまちづくりを目指して、自治組織「共和の郷・おだ」を設立した。この組織は小学校の廃校舎を拠点として、診療所を開業したほか、地元音楽団の運営、水路・農道の保全改修、直売所等の事業を行っている。さらに、平成17年11月には、農地と農業の維持のため、地区内の8割の農家が参加した農事組合法人「ファーム・おだ」を設立した。このように小田地区では、自治組織と集落営農法人の二本立てで地域課題の解決と営農による自立を同時に目指している。

山形県川西町の東沢地区では、昭和62年、小学校の存続と都市との交流による活性化のため、全戸参加で「山村留学協力会」を結成し、平成3年から、双方向の交流を目的として東京都町田市民を対象を限定した1年間の「やんちゃ留学」をスタートさせた。その後、平成7年に有志21人で「東沢みらい21委員会」、翌年には「東沢地域づくり推進協議会」を設立した。その間、平成16年に、「協働のまちづくり」を基本理念とする「川西町まちづくり基本条例」が制定されたこ

とを受け、東沢地区では、上記協議会を「東沢地域づくり推進会議」と改称し、平成18年以降、5年ごとに「地区計画」を策定している。現在、同会議は、「農業の振興と所得の拡大」「安心・安全な暮らし」「人づくりと交流」を活動方針の3本柱として取り組んでいる。

長野県飯島町の田切地区では、昭和61年、行政・JA・農業委員会・農業普及センターなどが一体となって町営農センターを設立したが、その際、旧村単位で全農家が参加する地区営農組合も設立した。農業者の高齢化と担い手の減少などの課題が拡大したことから、担い手法人の設立・育成が求められ、田切地区でも、平成17年、農事組合法人の「田切農産」が設立された。その後、平成22年に「田切農産」が株式会社化されるとともに、平成27年には農地の利用調整等の事業を行う「一般社団法人 田切の里営農組合」が設立された。そして平成28年、住民の85%が構成員となり、JA・(株)田切農産、地元企業等が出資して「(株)道の駅 田切の里」が立ち上げられ、移住定住・防災・農家レストラン・買い物支援・循環バス・高齢者向けの移動販売なども実施している。

また、地域運営組織の事業の参考となる事例として、静岡県浜松市(旧天竜市)のNPO法人「夢未来くんま」がある(なお、詳細な結果は、資料編P51に記載のとおり)。この取り組みは、同市の熊地区において、女性の経済的自立を目的とした生活改善グループの活動が活発化し、昭和61年に熊地区全戸が加入する熊地区活性化推進協議会が設立されたことが始まりである。昭和62年、国・県・市から補助を受け、農産物加工施設「水車の里」が完成し、翌年には食事処「かあさんの店」がオープンした。「夢未来くんま」は、現在も、熊地区の全戸が会員となり、上記施設を拠点として、農産物加工・販売、食堂、デイサービス、給食サービス、イベントの企画・運営、都市と山村の交流事業、環境保全活動、体験型環境学習など、多彩な事業を行っている。

第4章 地域運営組織の課題と対応方策について

前章において、ヒアリング及び現地調査を行った地域運営組織の実例を紹介した。これらの事例やその他の関連する文献等から、地域運営組織の設置・運営に関しては、以下のような課題等があると思われる。

(1) 人材の確保・育成、事務局のあり方

地域運営組織を設立・運営する場合、重要となるのが、リーダーとなる人材やそれを支える人材の確保と育成である。若い世代は、平日は仕事で地域外に出ていることが多いため、組織の役員は、自営業者や退職者、高齢者が務めるケースが多い。このように若い世代の参加率の低迷に悩んでいる地域、将来的な役員のなり手不足や活動の停滞を懸念している地域がある。

また、地域運営組織の運営には、会計や税務などに通じた人材が必要となるが、その確保に悩んでいる地域が多い。補助金の申請事務などは極めて複雑であるため、申請を断念するケースもある。さらに、専任の事務局職員がいない場合には、資料作成をはじめとしたさまざまな役割を、会長や事務局長等の個人が無報酬で行うなど、特定の個人に大きな負担となっている。

以上のような人材の確保・育成、事務局のあり方に関する課題については、次のような対応方策が考えられる。

まず、人材の確保については、常設の事務局を設け、職員には、相応の給与を支払い、地域に愛着を持った有能な人材を雇用することが将来的には理想であるが、地域運営組織設立直後は、公民館職員にサポート役としての役割を担ってもらうことも有効と考えられる。また、会計や税務・補助金申請に係る事務に関しては、役場職員が積極的に協力していくことが必要と考えられるほか、都道府県

による地域活動への直接的支援や、いわゆる中間支援組織の支援も有効と考えられる(注8)。さらに、女性の積極的な活用も必要ではないかと考えられる。女性がリーダー役となっている地域では、従来のしきたりやルールに縛られず、新しい事業に挑戦して活性化している事例もある。加えて、地域おこし協力隊など外部人材の活用も考えられる。このような場合は、こうした人材がスムーズに地域活動に係わっていくための工夫や、負担が集中しないよう留意することが必要となる。

人材育成については、中長期的な視点に立って、町村内外の研修機会を積極的に活用して、地域運営組織を生き生きと運営できる優れた人材を育てることが重要である。人材育成の点では、公民館との連携が重要と考えられる。地域運営組織の活動が活発とされる福井県若狭町、長野県飯田市、島根県雲南市などは、公民館活動が盛んなことでも知られる。女性や若者も含め多世代が集まるという地域運営組織の特徴は、公民館活動と共通する面がある。また、他町村の地域運営組織との情報交換・交流研修する場を積極的に作り、運営の改善策の参考とすることも有効と考えられる。

このほか、地域運営組織の活性化のためには、活動の拠点となる施設を有することも重要である。公民館、コミュニティセンター、集会施設など既存施設の有効活用が考えられるが、公民館を活動拠点に衣替えする場合には、公民館の機能が維持されるよう配慮が必要である。

(注8) 今回のアンケートによると、「地域担当職員の配置」による支援を受けている地域運営組織(自主防災組織等を除く)は、全体の約15%にとどまっている。

(2) 資金の確保

地域運営組織を設置・運営していく上で、重要なのは資金の確保である。実態

としては、町村からの補助金・交付金が主要な財源となっている場合が多いが、それ以外の財源の確保に悩んでいる地域がある。その一方で、会費を徴収している地域運営組織が少ないという実態もある（注9）。

町村以外からの資金を確保するための方策としては、会費の徴収、中山間地域等直接支払交付金など国・都道府県の補助金の活用、地域外からの寄附の受入れ等が考えられる。会費に関しては、町内会費を徴収している上に、新たな会費は求めにくいとの声もあるが、住民それぞれが地域運営組織のメンバーであることを自覚するために必要という考え方もある。補助金に関しては、集落協定等に基づき耕作する農業者に交付される中山間地域等直接支払交付金を、地域運営組織単位に集落協定を束ねて受けている事例もあるほか、都道府県の補助金を有効に活用している事例もある。寄附金受入れに関しては、より多くの寄附を集められるようにするための仕組みが必要となる。地域運営組織に対して寄附した場合、税制上の優遇措置を受けられるようにすることが望まれる。また、地域運営組織が、ふるさと納税制度に関し地域指定で寄附を受けるよう努力することも考えられる。

また、国においても、地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用について、平成28年度の地方財政措置として500億円を計上しているが、さらに十分な財政支援や、人材の育成・確保についても的確な財政支援が望まれる。

以上のように、会費、行政からの補助金、寄附金等の合わせ技によって、安定的に資金を確保していくことが望まれる。

（注9） 今回のアンケートによると、「補助金・交付金・助成金等の活動資金支援」による支援を受けている地域運営組織（自主防災組織等を除く）は、全体の約74%に上っている。

(3) 行政・地域内諸団体との関係、正統性の確保

地域運営組織は、地域住民が主体となる民間組織であるため、行政から支援を受けるためには、行政との関係が重要な問題となる。たとえば、仮に地域運営組織がNPO法人となった場合、行政としては他のNPO法人と公平に扱わなければならないことから、支援しにくくなるというケースも想定される。また、地域活動を充実させていくためには、町内会等の地縁型住民自治組織や、JA、NPO法人等も含めた地域内諸団体との関係構築も重要となってくる。

以上のような課題については、次のような方策が考えられる。

まず、行政と地域運営組織の関係については、行政からの支援の正統性を確保するため、まちづくり条例等に地域運営組織を位置づけるための規定を設けることが有効と考えられる(注10)。支所や出張所が廃止され、地域運営組織がその役割の一部を担う場合には、地域運営組織が行政の下請けとならないように、行政と地域運営組織の間で、委託内容を明記した業務協定を締結することが有効と考えられる。

次に、地域内諸団体との関係については、町内会等の地縁型住民自治組織との有機的なつながりを保つことが不可欠であろう。町内会等は、集落単位で地域内の環境美化や防災・慶弔等のいわゆる「守りの自治」を担う一方、地域運営組織は、小学校区などの区域単位で、高齢者福祉・生活支援・地域交通・日用品の購買など、日常生活にかかわる新たな地域課題の解決、いわば「攻めの自治」を担うことが可能である。このように、地縁型住民自治組織を基盤にして、地域内のさまざまなニーズに柔軟に対応していく仕組みとして地域運営組織がその役割を果たすことが重要と考えられる。

地域内諸団体との関係の中で、地域づくりに積極的なJAとの連携を進めることも有効ではないかと考えられる。JAの支店の範囲と地域運営組織の活動範囲が重なっている地域においては、支店単位の「くらしの活動」との連携の可能性

があり、JAの持つノウハウを役立てることが期待される。

(注10) 今回のアンケートによると、地域運営組織（自主防災組織等を除く）がある175町村のうち、「条例がある」と答えた町村は26（14.9%）、条例はないが、「計画・要綱・方針等がある」と答えた町村は50（28.6%）となっている。

（4） 持続性の確保

地域運営組織は住民主体で活動していくのが基本であることから、取り組み方や熱意にも、同じ組織でも地域ごとに違いが生じる。流入人口が多い地域等では参加率や活動内容が低迷しているところや、地域によっては活動内容に差が生じているところが見られる。

また、行政主導でごく短期間で組織を立ち上げたケースや、設立当初から本格的な組織を作ろうとしたケースでは、活動が形式化ないし形骸化しているところが見られるとの指摘もある。このことから、地域運営組織の設立当初から本格的な組織とせず、活動ごとの部会は徐々に増やしていくなど、十分に時間をかけて組織をステップアップさせることが重要と考えられる。ただし、その場合、地域ごとの組織や活動の熟度に大きな差が生じたり、全域性を出すまでに長期間を要したりすることがないように、バランスを取ることが必要となる。

（5） 法人化

地域運営組織が、新たな地域課題を解決するため、活動内容を発展させていった場合、財産の保有、雇用、保険、寄附金の受入れ等の関係から、法人格の取得が必要となる場合がある。任意団体のままでは、契約が個人の私的行為となること、経費の扱いや事故対応が個人責任となることが問題となっているケースが見

られる。また、町内会等では、活動内容に関してメンバー全員の了解と地区計画への掲載が必要となる場合があることから、収益事業に取り組みにくいという指摘もある。

地域運営組織が特定の事業を行う際に、法人格を取得した方が取り組みやすい場合は、事業を担う組織を分離・独立させて法人格を取得することが考えられるのではないか。また、これに関連し、農事組合法人が農業に関する事業以外は行えないという規制の緩和が必要である。この規制が支障となり、農外事業に取り組むために株式会社化を迫られた地域もある。もともと、農村集落は、畦の管理や農地の利用調整など地域の共同活動を基盤とすることが多いこともあり、近年、集落営農組織が、地域内の生活支援や生活交通の運営等の事業に乗り出すケースが増えている。こうした状況を踏まえ、国が農協法の改正を含めた新たな対応に乗り出すことが期待される。

なお、組織全体の法人化について要望している団体もあるが、このことについては、今後更なる検討が必要である。

今後、町村においても、以上述べたさまざまな課題の解決に向けて、関係者が努力を重ねていくことが期待される。

おわりに

地域住民の自主活動がどのような単位で、また、どのような構成員ないし構成団体によって組織されるかは、それぞれの地域の成り立ちと住民の意向とによっており、一律に決められるべきものではない。地縁型住民自治組織で活発に活動している地域もあれば、新たに地域運営組織を立ち上げた地域もある。大切なのは、それぞれが、住民の帰属意識と自治活動の拠り所になっているかどうかではなからうか。

全国の町村が人口減少時代を生き抜いていくために、なによりも「地域の特性に即した地域課題の解決」が求められている。それには、もちろん役所（行政）の力が必要であるが、住民自らが主体となって地域課題について話し合い、地域の将来像に関する合意形成とその実現に向けた取り組みを進めていくことが不可欠である。それぞれの町村で、住民が身近な地域社会をいかに暮らしやすく魅力的な場所にしていくことができるかどうか、また、農村の価値を高めることができるかどうかは、都市部との交流を活発にし、流入人口を増やしていくための重要な要因となる。町村が、都市部とは違った魅力と価値も持ちうるのは、大自然との共生、伝統文化の継承、人と人との絆が、地域の人びとの暮らしの中に息づいているからである。そうした共生の地域社会の核こそが、一定の地区を単位とした住民の自主組織であるといえよう。

本会は、都市・農村共生社会の実現を希求しているが、地域住民の自主組織の活性化は、都市・農村共通の政策課題である。それぞれの実情に合った組織化と運営に創意工夫がされることが望まれる。

資料

地域運営組織等の現状に関するアンケート調査 結果概要

1. 調査目的

近年、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域住民の生活の維持に不可欠なサービスの維持が困難な状況が生じている。そこで、国においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015 改定版」の中で、地域住民が主体となって課題解決に持続的に取り組む「地域運営組織」の形成が重要と位置付けるとともに、有識者会議等において同組織の取り組みの推進に向けた検討を行っているところである。

こうした状況を踏まえ、本調査は、町村における自治会・町内会等の住民自治組織や、「地域運営組織」の設置状況や活動内容を調べることで、今後の住民自治の検討に資することを目的とする。

2. 調査方法

実施主体：全国町村会

調査期間：平成28年9月6日～9月28日

調査対象：平成28年9月時点の全町村（928町村）

調査方法：各都道府県町村会に対し、管下町村への配布及び回答の回収を依頼

回答票（Excelデータ）は電子メールにて回収

回答数：821町村

回答率：88.5%

<集計結果>

1. 「住民自治組織」の現状について

「住民自治組織」の定義

「地方自治法」に規定する地域自治区や「市町村の合併に関する法律」に規定する合併特例区でなく、町村内の一定の区域（町や字など）に住所を有する方の地縁に基づいて形成された団体をいい、いわゆる自治会、町内会、区会、区など地域的な共同活動を行っているもの。

問1. 貴町村には、どのような名称の「住民自治組織」がいくつありますか。

	町村数	割合	組織数
住民自治組織がある	814	99.1%	45,086
住民自治組織がない	7	0.9%	—
合計	821	100.0%	45,086

※ 組織数を「不明」と回答した町村については、全体の組織数に含まれていない。

※ 「住民自治組織」の名称としては、「自治会」、「区」、「町内会」、「行政区」、「行政地区」、「自治区」、「隣組」、「組」、「区会」、「区長会」、「公区」、「地区」、「地区会」、「集落会」、「集落自治会」、「集落」、「実践会」、「常会」、「講中」、「地縁会」、「自治組織」、「自治組合」、「自治連絡会」、「行政連絡区」、「住民会」、「寄合会」、「自治振興会」、「名」、「戸主会」、「実行組」、「支部」、「分館」、「行政組合」、「小組合」、「大字区」、「駐在区」、「自治公民館」、「集落公民館」、「事務連絡班」、「振興班」、「公民会」、「振興会」、「行政区会」、「行政自治会」などがあつた。

問2. 貴町村には、自治会・町内会等の連合会がありますか。

	町村数	割合	組織数
ア. 町村の区域全体の連合会がある	319	38.9%	—
イ. 地区ごとの連合会がある	116	14.1%	1,238
ウ. 町村の区域全体と地区ごとの両方がある	118	14.4%	903
エ. 連合会はない	266	32.4%	—
無回答	2	0.2%	—
合計	821	100.0%	2,141

・連合会組織のある町村（ア・イ・ウ）は合計 553 町村（67.4%）となった。

問3. 貴町村の「住民自治組織」のうち、地方自治法第260条の2第1項に規定のある「認可地縁団体」となっているものがありますか。

	町村数	割合	組織数
認可地縁団体がある	568	69.2%	6,047
認可地縁団体がない	251	30.6%	—
無回答	2	0.2%	—
合計	821	100.0%	6,047

※ 問1で「住民自治組織がない」と回答している町村で、「認可地縁団体がある」と回答している町村がある。

問4. 貴町村の「住民自治組織」のうち、「認可地縁団体」以外の法人格を有している団体はありますか。

	町村数	割合
法人格を有する住民自治組織がある	19	2.3%
法人格を有する住民自治組織がない	802	97.7%
合計	821	100.0%

(法人格の種類と数)

法人格	組織数
NPO法人	5
社会福祉法人	1
一般社団法人	3

2. 「地域運営組織」の現状について

「地域運営組織」の定義

地域住民が主体となり、問1の住民自治組織や、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、学校、PTA、企業などの多様な活動団体と連携・協働のもと、生活サービスの提供や地域の経済活動など地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

問5. 貴町村には、問1の「住民自治組織」とは別に、「地域運営組織」がありますか。

	町村数	割合	組織数
地域運営組織がある	189	23.0%	2,040
地域運営組織がない	632	77.0%	—
合計	821	100.0%	2,040

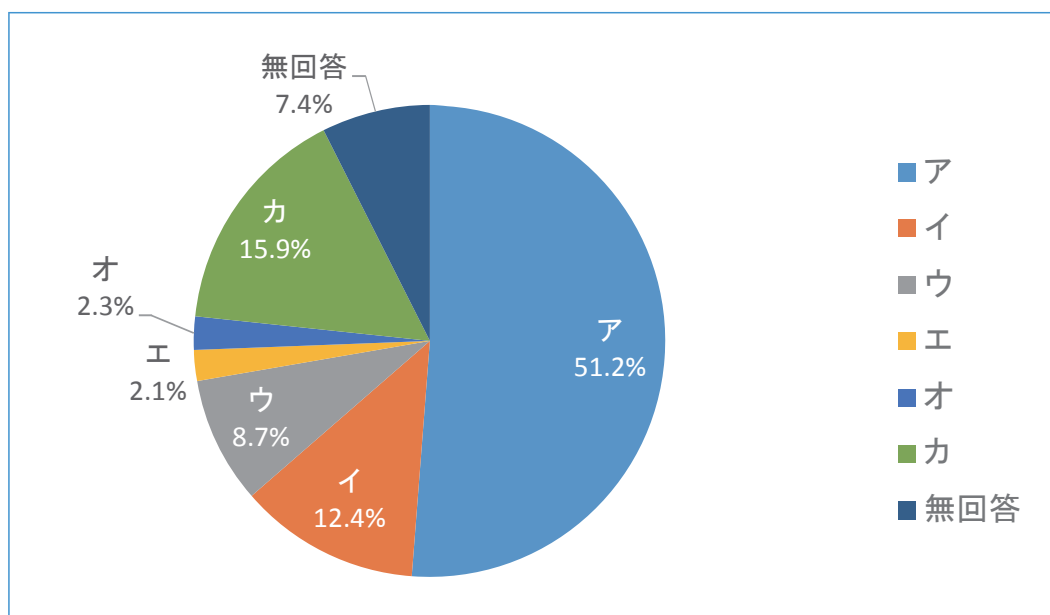
(自主防災組織、地域協議会等を除いた場合)

	町村数	割合	組織数
地域運営組織がある	175	21.3%	1,431
地域運営組織がない	646	78.7%	—
合計	821	100.0%	1,431

問6. 貴町村にある「地域運営組織」は、どのような範囲の活動となっていますか。

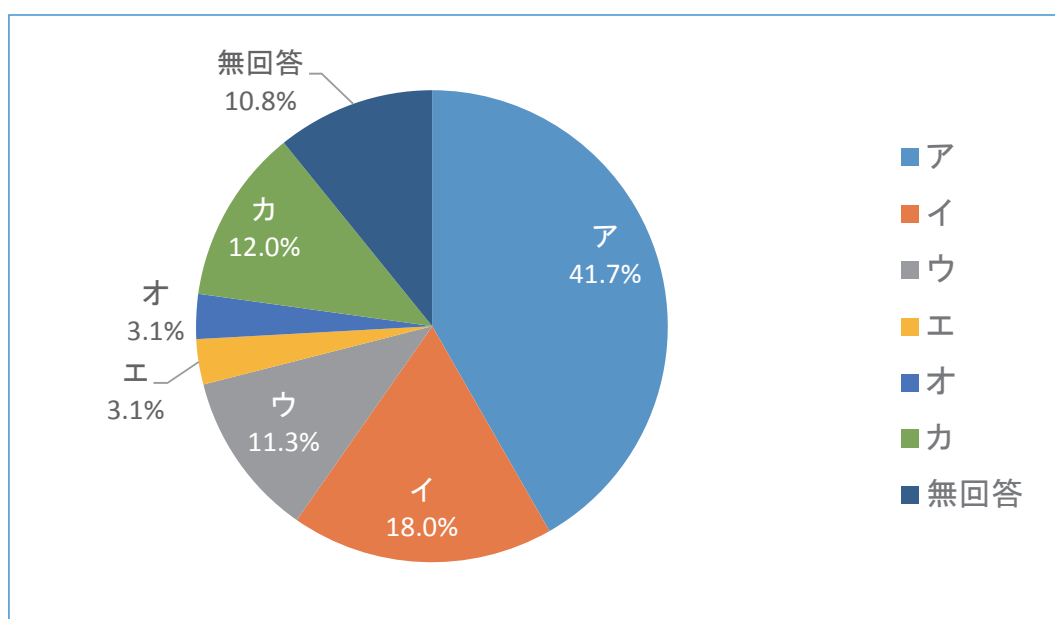
- ※ 問5で「地域運営組織がある」と回答した町村が対象。
- ※ 組織数のわからない2町村、計98組織（41組織+57組織）を集計時に除いている。
- ※ 組織数のわからない町村の回答
ア…2団体、ウ…1団体、カ…3団体、無回答…2団体

	組織数	割合
ア. 集落（字、大字）	994	51.2%
イ. 小学校区（統合後の小学校区を含む）	241	12.4%
ウ. 公民館の設置区域	169	8.7%
エ. 中学校区（統合後の中学校区を含む）	41	2.1%
オ. 平成合併前の旧町村単位	44	2.3%
カ. その他	309	15.9%
無回答	144	7.4%
合計	1,942	100.0%



(自主防災組織、地域協議会等を除いた場合)

	組織数	割合
ア. 集落(字、大字)	556	41.7%
イ. 小学校区(統合後の小学校区を含む)	240	18.0%
ウ. 公民館の設置区域	151	11.3%
エ. 中学校区(統合後の中学校区を含む)	41	3.1%
オ. 平成合併前の旧町村単位	41	3.1%
カ. その他	160	12.0%
無回答	144	10.8%
合計	1,333	100.0%



(「カ. その他」の回答)

昭和合併前の旧町村単位、行政区、旧保育所区域、町内会単位、公民館単位 等

問7. 貴町村にある「地域運営組織」のうち、地方自治法第260条の2第1項に規定のある「認可地縁団体」以外の法人格を有している団体はありますか。

※ 問5で「地域運営組織がある」と回答した町村が対象。

	町村数	割合
法人格がある	29	15.3%
法人格がない	160	84.7%
合計	189	100.0%

(自主防災組織、地域協議会等を除いた場合)

	町村数	割合
法人格がある	28	16.0%
法人格がない	147	84.0%
合計	175	100.0%

(法人格の種類と数)

地域運営組織の法人格	組織数
NPO法人	27
一般財団法人	1
一般社団法人	4
株式会社	4
公共法人	1
合同会社	2
社会福祉法人	2
任意団体	2
農事組合法人	3
合計	46

・活動団体の法人格

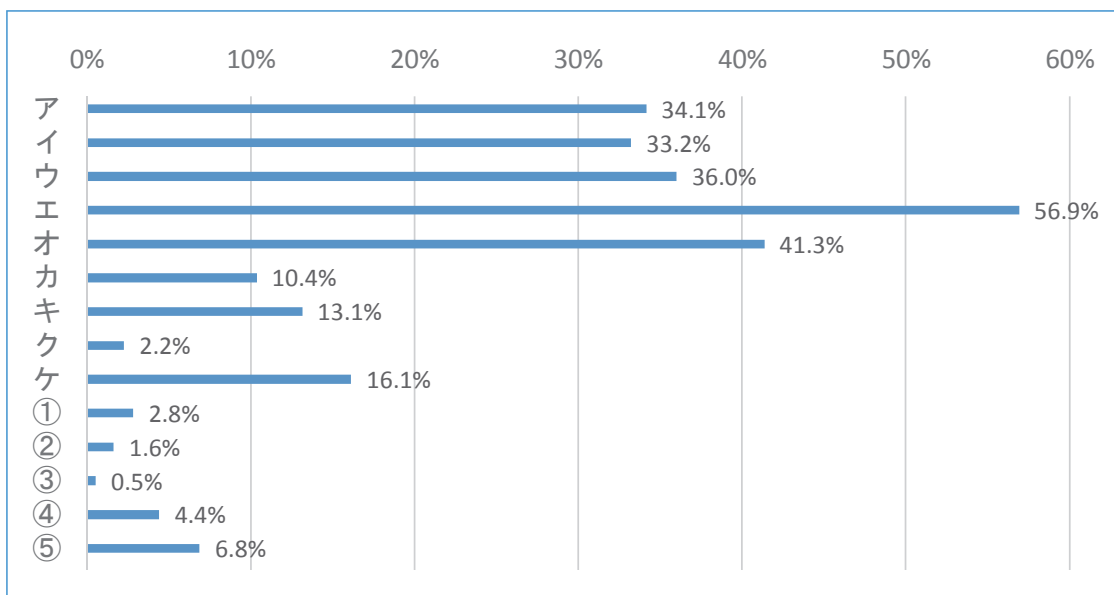
NPO法人、協同組合、株式会社、合同会社、地方住宅供給公社法に基づく法人各1団体、計5団体

問8. 貴町村にある「地域運営組織」は、どのような事業活動を行っていますか。
(複数回答)

- ※ 問5で「地域運営組織がある」と回答した町村が対象。
- ※ 組織数のわからない2町村、計98組織(41組織+57組織)を集計時に除いている。
- ※ 組織数のわからない町村の回答
 - (1) ア…3団体、エ…1団体、オ…5団体、②…1団体
 - (2) 1個…6団体、2個…2団体

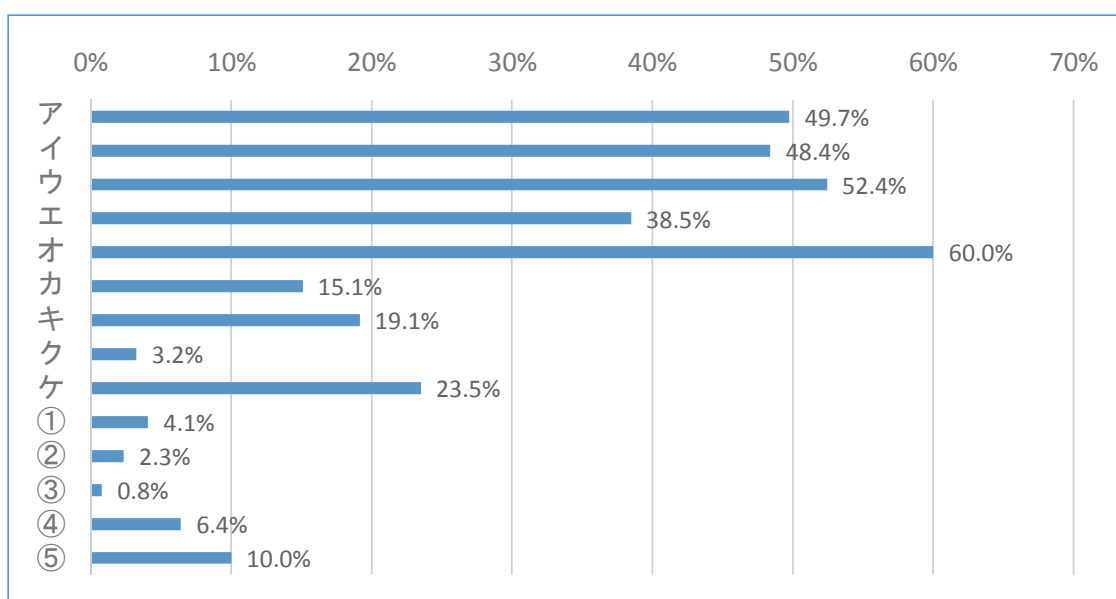
(1) 選択肢ごとの回答状況

	組織数	割合
ア. 生活支援	663	34.1%
イ. 健康・福祉	645	33.2%
ウ. 農林・土木・環境保全	699	36.0%
エ. 防災・防犯	1,105	56.9%
オ. 文化・教育	803	41.3%
カ. 観光・交流	201	10.4%
キ. 公共施設の維持管理(指定管理等)	255	13.1%
ク. 地域交通	43	2.2%
ケ. 収益活動	(313)	(16.1%)
①地域商店・直売所の運営	54	2.8%
②食堂・農家レストラン等の運営	31	1.6%
③ガソリンスタンドの運営	10	0.5%
④宿泊事業(ホテル、農家民泊、廃校利用)	85	4.4%
⑤特産品の開発・生産・加工・販売	133	6.8%



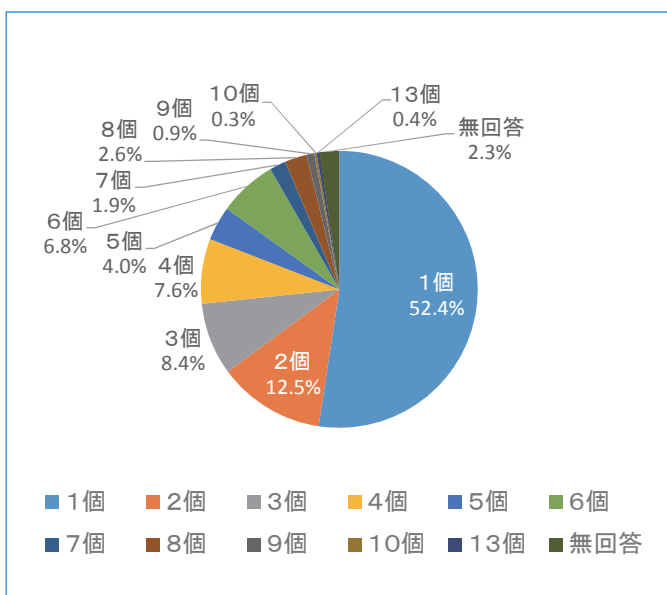
(自主防災組織、地域協議会等を除いた場合)

	組織数	割合
ア. 生活支援	663	49.7%
イ. 健康・福祉	645	48.4%
ウ. 農林・土木・環境保全	699	52.4%
エ. 防災・防犯	513	38.5%
オ. 文化・教育	800	60.0%
カ. 観光・交流	201	15.1%
キ. 公共施設の維持管理（指定管理等）	255	19.1%
ク. 地域交通	43	3.2%
ケ. 収益活動	(313)	(23.5%)
①地域商店・直売所の運営	54	4.1%
②食堂・農家レストラン等の運営	31	2.3%
③ガソリンスタンドの運営	10	0.8%
④宿泊事業（ホテル、農家民泊、廃校利用）	85	6.4%
⑤特産品の開発・生産・加工・販売	133	10.0%



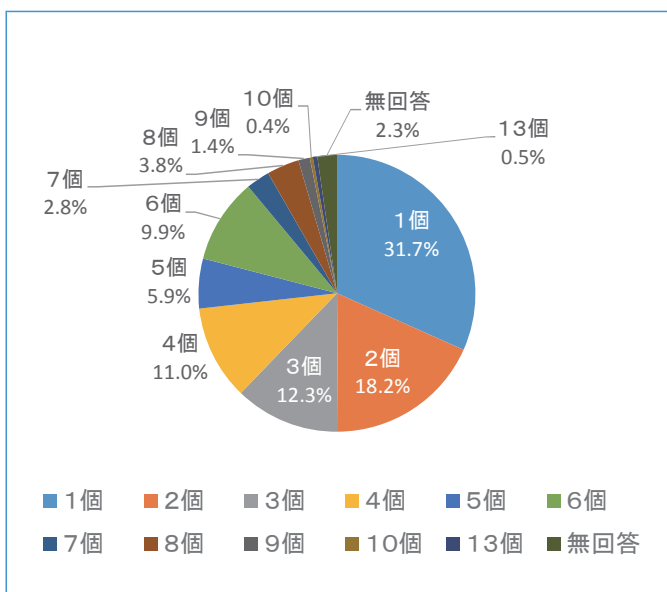
(2) 事業活動数ごとの回答状況

	組織数	割合
1個	1,017	52.4%
2個	243	12.5%
3個	164	8.4%
4個	147	7.6%
5個	78	4.0%
6個	132	6.8%
7個	37	1.9%
8個	50	2.6%
9個	18	0.9%
10個	5	0.3%
13個	7	0.4%
無回答	44	2.3%
合計	1,942	100.0%



(自主防災組織、地域協議会等を除いた場合)

	組織数	割合
1個	422	31.7%
2個	243	18.2%
3個	164	12.3%
4個	147	11.0%
5個	78	5.9%
6個	132	9.9%
7個	37	2.8%
8個	50	3.8%
9個	18	1.4%
10個	5	0.4%
13個	7	0.5%
無回答	30	2.3%
合計	1,333	100.0%



問9. 貴町村は、「地域運営組織」に対して支援を行っていますか。(複数回答)

- ※ 問5で「地域運営組織がある」と回答した町村が対象。
- ※ 組織数のわからない1町村、計57組織を集計時に除いている。
- ※ 組織数のわからない町村の回答
 - (2) ①…1団体、②…1団体、②・③・④…1団体
 - (2) 1個…2団体、3個…1団体

(1) 支援の有無

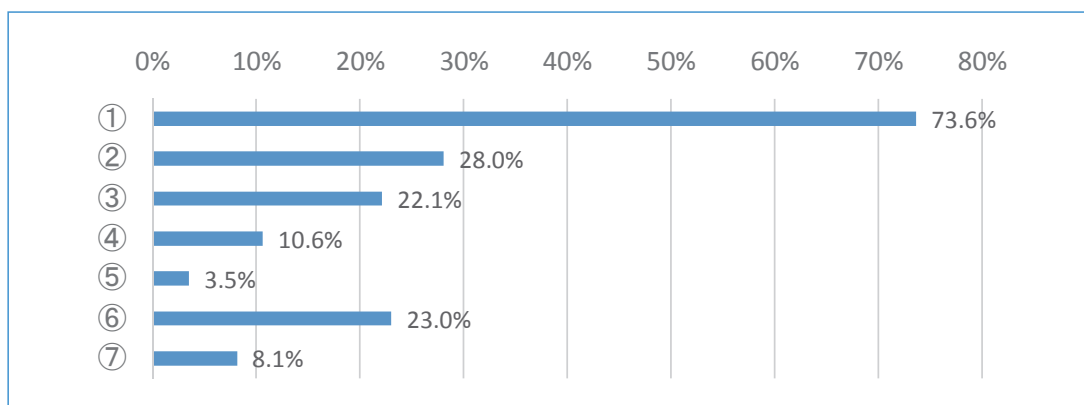
	町村数	割合
支援を行っている	167	88.4%
支援を行っていない	22	11.6%
合計	189	100.0%

(自主防災組織、地域協議会を除いた場合)

	町村数	割合
支援を行っている	154	88.0%
支援を行っていない	21	12.0%
合計	175	100.0%

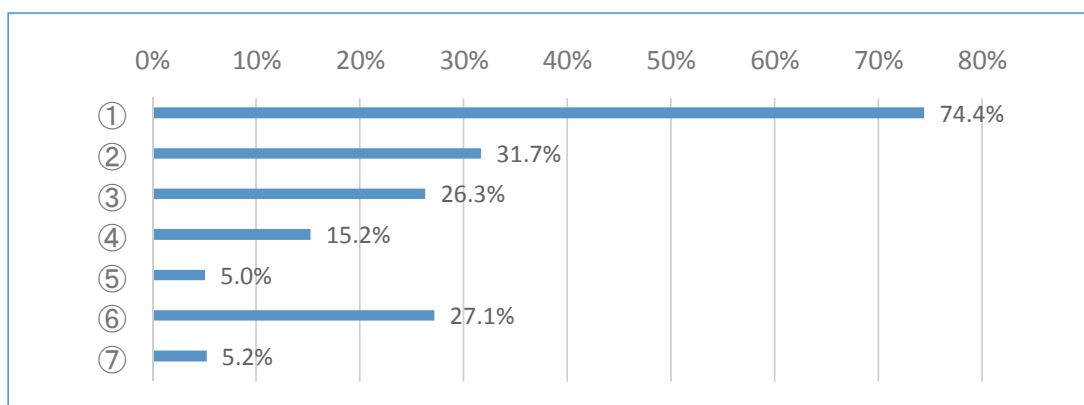
(2) 支援の内容ごとの回答状況

	組織数	割合
①補助金・交付金・助成金等の活動資金支援	1,460	73.6%
②活動拠点の提供	556	28.0%
③事務局運営の支援	438	22.1%
④地域担当職員の配置	210	10.6%
⑤地域外の人材活用（地域おこし協力隊等）	69	3.5%
⑥「地域運営組織」間交流の促進支援	456	23.0%
⑦その他	161	8.1%



(自主防災組織、地域協議会等を除いた場合)

	組織数	割合
①補助金・交付金・助成金等の活動資金支援	1,022	74.4%
②活動拠点の提供	435	31.7%
③事務局運営の支援	361	26.3%
④地域担当職員の配置	209	15.2%
⑤地域外の人材活用（地域おこし協力隊等）	69	5.0%
⑥「地域運営組織」間交流の促進支援	373	27.1%
⑦その他	71	5.2%



問10. 貴町村には、地域運営組織の位置付けとなる条例等がありますか。

※ 問5で「地域運営組織がある」と回答した町村が対象。

	町村数	割合
条例等はない	104	55.0%
条例がある	27	14.3%
条例はないが、計画、要綱、方針等がある	58	30.7%
合計	189	100.0%

(自主防災組織、地域協議会等を除いた場合)

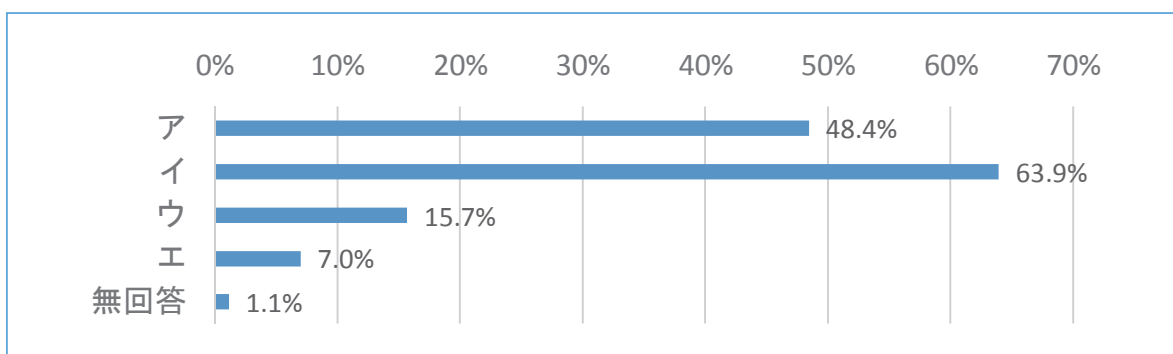
	町村数	割合
条例等はない	99	56.6%
条例がある	26	14.9%
条例はないが、計画、要綱、方針等がある	50	28.6%
合計	175	100.0%

問 1 1. 貴町村に「地域運営組織」がないのは、どうしてだと思われますか。(複数回答)

※ 問 5 で「地域運営組織がない」と回答した町村が対象。

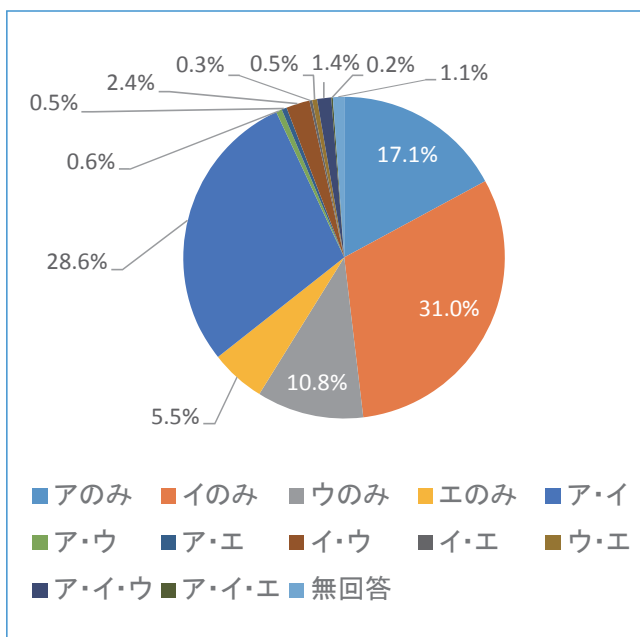
(1) 選択肢ごとの回答状況

	町村数	割合
ア. 「住民自治組織」の活動が充実しているため	306	48.4%
イ. 行政と「住民自治組織」の協力が円滑に行われているため	404	63.9%
ウ. 必要性はあるが、関係者の合意形成が図られていないため	99	15.7%
エ. その他	44	7.0%
無回答	7	1.1%



(2) パターンごとの回答状況

	町村数	割合
アのみ	108	17.1%
イのみ	196	31.0%
ウのみ	68	10.8%
エのみ	35	5.5%
ア・イ	181	28.6%
ア・ウ	4	0.6%
ア・エ	3	0.5%
イ・ウ	15	2.4%
イ・エ	2	0.3%
ウ・エ	3	0.5%
ア・イ・ウ	9	1.4%
ア・イ・エ	1	0.2%
無回答	7	1.1%
合計	632	100.0%



問12. 貴町村が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、地域運営組織の設置数について、数値目標（重要業績評価指数（KPI））を掲げていますか。

	町村数	割合
数値目標を掲げている	61	7.4%
数値目標を掲げていない	760	92.6%
合計	821	100.0%

現地調査の概要（宮城県丸森町）

（１）町の概況

◆人口：14,313人(H28.9月末現在) ◆面積：273.3km² ◆高齢化率：37.85%(H28.9月末現在)

（２）地域運営組織の概要

◆形成時期：平成19年 ◆形成数：8組織（町全域） ◆形成範囲：小学校区単位

（３）地域運営組織形成の経緯

①形成のきっかけ

- ◆地区ごとに異なる地理的・歴史的特性があること、行政の画一的施策の限界が生じてきたことから、住民参加の地域づくりの重要性を認識。平成13年度から17年度にかけて、8つの地区それぞれが地区別計画を策定。
- ◆第4次長期総合計画（平成18年度～平成27年度）において、「協働のまちづくり」を掲げ、これを進めるための組織として、町内8地区で住民自治組織を設立。

②自治会との関係・役割分担

- ◆住民自治組織設立の方針を決定した直後に行政区長へ協力を依頼。その後、一般住民の説明会を開催し、周知を図った。いかなる取組においても行政区長の理解は不可欠。
- ◆住民自治組織発足当初は、公民館長が会長、行政区長は役員に就任するケースが多かった。

（４）組織体制・活動拠点・事務局

①組織形態

- ◆役員は概ね会長・副会長・運営委員等の20名程度で構成。活動内容ごとに3～6の部会がある。また、議決機関として各種団体の代表者・各地区の代表等からなる「総会」がある。

②活動拠点

- ◆各地区の旧公民館等を「まちづくりセンター」に改変、活動拠点とした。なお、コミュニティセンター・体育館・農村公園など附属施設も一括管理するため、新たに条例を制定。

③事務局

- ◆事務局長1名と事務職員2名。事務局長については、平成21年度までは嘱託職員として町が雇用。22年度以降は、まちづくりセンターの指定管理を委託したことを契機に住民自治組織が雇用。

（５）事業内容

- ◆窓口業務（戸籍・住民票・印鑑登録証明書等）の受託（競争入札）、まちづくりセンターの指定管理業務、各種講座の開催・生涯学習など生涯学習事業。この他、地区別計画に基づき物見櫓等史跡・文化財の整備、やぶさめ等伝統文化の保存、おいしい米など地場産品の開発、歴史探訪ツアーの受入れなど観光事業の推進、花いっぱい運動等景観づくり 等

（６）行政の支援

①財政支援

- ◆平成22年度に住民自治組織運営交付金制度を創設。会長職の人件費を含む組織の活動に要する経費としての「一般枠」・地区別計画の実施に必要な経費としての「地区別計画推進枠」・町が実施している事業で自治組織で実施することが適当と認められる事業の経費としての「特別枠」に区分される。

②人的支援

- ◆住民自治組織設立当初は地区担当支援職員を任命。1人で2地区を担当し、「丸森まちづくりセンター」内を拠点に担当地区を巡回し、指導・支援にあたった。

現地調査の概要（宮城県亶理町）

（１）町の概況

◆人口：33,598人(H27国調) ◆面積：73.6km² ◆高齢化率：28.82%(H29.2月末現在)

（２）地域運営組織の概要

◆形成時期：平成22年～23年 ◆形成数：5組織（町全域） ◆形成範囲：概ね中学校区単位

（３）地域運営組織形成の経緯

①形成のきっかけ

- ◆平成18年の第4次総合計画に基づき、平成20年4月「まちづくり基本条例」を施行するとともに、協働のまちづくりの基本理念等を記載した「協働のまちづくり計画」を策定。
- ◆その後、上記計画の趣旨を尊重し、協働のまちづくりを推進するために、町を5地区に分け、それぞれに「まちづくり協議会」を設置。

②自治会との関係・役割分担

- ◆従来の町内会・行政区、産業団体、PTAをメンバーとしてまちづくり協議会を構成。各種組織が連携して活動。各行政区の区長は、概ね各まちづくり協議会の理事に就任。

（４）組織体制・活動拠点・事務局

①組織形態

- ◆概ね、代議員50～60名からなる「総会」の下に、会長・副会長・理事・監事・各部長からなる役員会があり、その下に活動内容ごとに3～6の部会を設置する一体型が基本。亶理地区の協議会におけるオリーブの試験栽培は別組織（分離型）で取り組んでいる。

②活動拠点

- ◆5つのまちづくり協議会のうち、3組織が公共施設（地区交流センター（旧支所））内、2組織が民間施設に拠点を設置。

③事務局

- ◆事務局長1名と事務員2名で構成（いずれも常勤）。5地区において、事務局長を公募の上、面接で選考。

（５）事業内容

- ◆地区振興のための調査、地区計画の策定、住民相互の親睦や交流（各種イベントの開催）、伝統文化の保存伝承、防災マップの作成等の防災活動、遊歩道等の整備、草刈り等地域の景観保全、教育文化の向上、スポーツレクリエーションなどの実施 等

（６）行政の支援

①財政支援

- ◆平成28年度予算では約5,400万円を計上。財源は国の緊急雇用創出事業を活用し、事業推進にあたっての財政支援を行っている。

②人的支援等

- ◆5地区それぞれに担当職員を1名ずつ（役場勤務）。また、地区交流センターに拠点を置く3地区については、交流センターに勤務している職員各3名が事務等を支援。さらに、人材育成の目的で県主催の「地域力向上講座」への住民の参加を支援。

ヒアリングの概要（鳥取県日南町）

（１）町の概況

- ◆人口：4,764人(H27国調)
- ◆面積：340.96km²
- ◆高齢化率：48.44%(H26.1.1現在)

（２）地域運営組織の概要

- ◆形成時期：平成17～18年
- ◆形成数：7組織（町全域）
- ◆形成範囲：旧中学校区単位

（３）地域運営組織形成の経緯

①形成のきっかけ

- ◆単独町政を選択した平成15年、7つの旧中学校区ごとに校区担当職員を4名ずつ配置。
- ◆平成16年、住民参画のまちづくりを掲げた「行財政改革基本方針」を策定したことを受け、平成18年に従来の自治会と地域内の各種団体をメンバーとした「まちづくり協議会」を全7地域に設置。

②自治会との関係・役割分担

- ◆より身近な住民組織としての自治会は残したまま、その上にまちづくり協議会を設置。1つのまちづくり協議会の中で複数の自治会と地域内の各種団体が連携して活動。
- ◆従来の自治会長の集まりであった自治会長会を廃止し、7つのまちづくり協議会の会長が集まる自治協議会を設置。

（４）組織体制・活動拠点・事務局

①組織形態

- ◆概ね会長・副会長の下に活動内容ごとに3～4の部会を設置。
- ◆7つの協議会のうちの1つ、多里まちづくり協議会では、NPO法人を立ち上げ過疎地有償運送事業・デマンドバス委託運行事業を実施。

②活動拠点

- ◆従来の公民館を地域振興センターに移行。まちづくり協議会の活動拠点として位置付け。なお、公民館機能も社会教育機能もまちづくり協議会の中に包括。

③事務局

- ◆地域から推薦された者各1名を町が嘱託職員として採用し、事務長（元公民館長）に任命。

（５）事業内容

- ◆地域課題の把握と解決、町の施策への協力と提案、地域の経済活性化や交流促進事業の実施、地域福祉、防犯・防災、社会学習等の推進、地域振興センター・廃校舎の管理 等

（６）行政の支援

①財政支援

- ◆従来、自治会に対して人口割で交付していた8つの補助金を統合し、一括交付金制度を創設（平成27年度予算で約2,000万円）。まちづくり協議会を通じて交付することとした。

②人的支援

- ◆地域担当職員を各4名配置し、地域の課題を把握させるとともに地域に情報を提供。
- ◆役場企画課内に「地域づくりアドバイザー」1名が配置され、地域の事業計画策定やコミュニティビジネスに関する相談支援を実施。
- ◆各事務長のサポート役として、平成24年度から全地域に「集落支援員」を配置。

現地調査の概要（島根県邑南町・出羽地区）

（１）町の概況

◆人口：11,100人(H27国調) ◆面積：419.3km² ◆高齢化率：42.08%(H26.1.1現在)

（２）地域運営組織の概要

◆形成時期：平成16年 ◆形成数：12組織（町全域） ◆形成範囲：公民館の設置区域

（３）地域運営組織形成の経緯

①形成のきっかけ

◆町では合併を契機に、「協働のまちづくり」を推進するため「まちづくり基本条例」を策定。当地は以前から公民館活動が盛んだったことから、公民館設置区域ごとに「公民館運営協議会」を形成し、地区別戦略を策定・実施することとした。

②自治会との関係・役割分担

◆2～17の集落（町内に216集落が存在）で構成する39の「自治会」を町全域で組織。
◆町づくり基本条例において、「コミュニティ」の一部として自治会を位置付けている。
◆39の「自治会」は、旧瑞穂町地区・旧羽須美村地区では平成合併を契機に、旧石見町地区では1972～80年にかけて、それぞれ組織化。「自治会と行政の協働に関する業務協定書」を締結し、自治会と町が役割を分担しながら協働のまちづくりに取り組んでいる。
◆「公民館運営協議会」は地区別戦略の策定主体であり、具体的な活動は39の「自治会」が担う。出羽自治会では、各集落長が「自治会」の役員会メンバーに就任している。

（４）組織体制・活動拠点・事務局

①組織形態

◆公民館（運営協議会）の事務局体制は、館長（非常勤）及び常駐の主事・事務員。公民館の事務局が「自治会」の活動をサポート。
◆出羽自治会の体制は、①会長・副会長（2名）・事務局長・会計の4役の下に、②活動を担う「生活部」「交流部」「産業部」の3部（部長・副部長（2名）・書記・部員（6名））で構成。役員4役と地区社協会長、公民館長、出羽地区内の町議等で開催する「役員会」と、3部の部長・副部長及び役員4役等からなる「企画会議」で、会の運営に係る協議を行う。
◆出羽地区では、自治会で企画した事業活動を実行する組織として、「合同会社出羽」(LLC)を住民出資で設立。自治会が事業の方向性を協議・決定し、LLCが実施する体制を採っている。

②活動拠点

◆公民館運営協議会の拠点は各地区の公民館。自治会ごとの拠点は自治会館等の集会施設。

③事務局

◆公民館運営協議会の事務局は上記①のとおり。自治会には常設の事務局はないが、8名の「事務局員」が会の活動に係る事務を処理している（報酬・手当はなし）。

（５）事業内容

◆公民館運営協議会：地域再生プロジェクトの策定、各自治会活動の支援 等
◆出羽自治会：農地・耕作放棄地開発、森林資源活用（薪ステーション設置）、特産品開発、地域通貨発行、人材バンク（農作業・除雪・空き屋解体等）、交通システム研究（デマンド型乗合タクシー事業）、空き家活用、各種交流事業（地区運動会、縁求グルメ 等開催） 等

（６）行政の支援

◆地域再生プロジェクトを策定した公民館に「地域マネージャー」を配置。区域内の各自治会活動等の支援、地域のPR、都市住民からの相談窓口等の役割を担当（5年間）。
◆集落に対し業務委託補助金（均等割11,800円+1,000円×戸数）、自治会に対し自治会活動費補助金（均等割20万円+1,500円×戸数）を交付（出羽自治会の補助金額は年間126万円）。
◆公民館運営協議会のうち、地域再生プロジェクトを策定した地域に対し、年間256万円（地域マネージャー人件費156万円+活動費100万円）を5年間交付。

現地調査の概要（広島県北広島町）

（１）町の概況

◆人口：18,918人(H27国調) ◆面積：646.2km² ◆高齢化率：35.62%(H26.1.1現在)

（２）地域運営組織の概要

◆形成時期：平成18年 ◆形成数：4組織（町全域） ◆形成範囲：旧町村単位

※このほか、概ね旧小学校区単位単位で地区振興会等の自治組織（町内に35組織）

（３）地域運営組織形成の経緯

①形成のきっかけ

◆合併で拡大した町域において地域活動を行う組織としては、従来の行政区は細かすぎること、旧町の4つの地域の地理的・歴史的・文化的な特性を踏まえた協働のまちづくりをさらに進める必要があったことから、北広島町地域協議会設置要綱に基づき、旧4町の区域ごとに地域協議会、その下部組織として複数の行政区を包括した7～13の地区振興会等を設立。

②自治会との関係・役割分担

- ◆従来の行政区（10～20世帯の講中で構成）は、地区振興会等の下で現在も活動。
- ◆4つの地域協議会のいずれでも、地区振興会会長・行政区長が役員として参画。
- ◆4つの地域協議会はいわば連合組織であり、旧町単位のイベントや地域づくり研修会の開催、地区振興会等への活動補助金の受け皿としての役割のみを担い、日常の様々な地域活動は地区振興会等が主体となって実施。

（４）組織体制・活動拠点・事務局

①組織形態

◆地域協議会は、会長・副会長・幹事・監査の役員、役員を含む20～30名程度の協議会委員で構成。活動内容ごとに総務部会、地域振興部会、文教部会等2～4の部会がある。また、議決機関としての「協議会」の他に役員会、部会の活動を審議する「小委員会」がある。

②活動拠点

◆拠点施設はない。ただし地域協議会ごとに中央公民館、公民館分館、地区振興会ごとに集会施設が所在。

③事務局

◆常設の事務局はない。4つの地域協議会の庶務は役場企画課及び各支所の地域振興係が対応。地区振興会等の事務局機能は会長等が個人で対応している（報酬・手当はなし）。

（５）事業内容

- ◆地域協議会：会報の作成、旧町単位のまつり等イベント及び研修会の企画・開催等
- ◆地区振興会等：敬老会・運動会・文化祭等イベント開催、清掃・環境保全、他地域との交流、町政懇談会・要望とりまとめ、集会施設等の指定管理、郷土芸能の保存・伝承、高齢者への配食サービス、小学児童の安全見守り、新聞・古着の回収、木質資源の加工・販売、地域通貨の発行等

（６）行政の支援

- ◆地域協議会及び地区振興会等の活動に対する経費として、地域づくり交付金を創設。交付金のうち、約28%が各地域協議会の区域内で開催されるイベント費用に応じて配分され、残りを均等割60%・人口割40%で各地域協議会に配分している（H28年度予算額は2,285万円）。この他、町単独で、草刈り補助金（同248万円）を交付。
- ◆地域協議会委員は会議1回開催ごとに交通費及び日当を支出。

ヒアリングの概要（島根県雲南市）

（１）町の概況

- ◆人口：39,032人(H27国調) ◆面積：553.18km² ◆高齢化率：36.5%(H27国調)

（２）地域運営組織の概要

- ◆形成時期：平成17～19年 ◆形成数：30組織（市全域） ◆形成範囲：旧小学校区単位

（３）地域運営組織形成の経緯**①形成のきっかけ**

- ◆合併による行政の広域化、人口減少・高齢化等による地域の疲弊に対応するため、「協働のまちづくり」を標榜。
- ◆合併時の「新市建設計画」で、集落機能を補完する新たな自主組織として「地域自主組織」を位置付け。平成16年11月の新市発足後、行政主導で市内全域に30組織を設置。

②自治会との関係・役割分担

- ◆自治会はより狭い区域の自治を担い、地域自主組織はより広域的な区域の自治を担うのが基本。地域自主組織の方が課題解決型の活動が生まれやすい。補完性の原理で両組織が連携して対応。
- ◆旧市町ごとの自治会連合会解消に伴い、地域自主組織を地域の協議窓口として位置付け。

（４）組織体制・活動拠点・事務局**①組織形態**

- ◆会長・副会長の下に理事会等の執行機関を置き、活動分野ごとに複数の部会を設置。

②活動拠点

- ◆従来の公民館を交流センターに移行。地域自主組織の活動拠点として位置付け。地域づくり活動、生涯学習及び地域福祉活動を中心に住民の福祉の増進を図る施設として位置付け。

③事務局

- ◆おおむね常勤職員2名と非常勤職員数名の体制。いずれも平成25年度から地域自主組織が任用、雇用している。

（５）事業内容

- ◆水道検針、見守り事業、産直市の開催、配食サービス、伝統芸能の保持・伝承、婚活事業、福祉カードの作成、リサイクル活動、廃校活用による交流事業、地域商店の運営など多岐にわたる。

（６）行政の支援**①財政支援**

- ◆交流センターの指定管理を委託しているほか、事務局職員の人件費も含む一括型の地域づくり活動交付金を創設（平成28年度予算で約2億8,000万円）。

②人的支援

- ◆支所単位で地域づくり担当職員を1名ずつ配置。各管轄エリアにおける窓口機能を果たしている。

③その他支援

- ◆地域と行政の協議の場として、平成25年度から「地域円卓会議」を本格導入。行政と地域自主組織等が対等な立場で共通のテーマを議論。
- ◆各地域自主組織と市の間で基本協定書を締結し、①地域自主組織の地域代表制を確保、②行政と地域自主組織の役割を明確化、③情報共有・協議の場を設置一することなど明記。

ヒアリングの概要（夢未来くんま）

（１）組織の概要

- ◆形成時期：昭和60年（NPO法人の法人格取得は平成12年6月）
- ◆範囲：浜松市天竜区熊地区（旧天竜市）
- ◆会員：熊地区の全戸が加入（入会金1,000円（世帯単位）、年会費100円（1人当たり））

（２）組織形成の経緯

- ◆女性の経済的自立を目的とした生活改善グループが活動の端緒となり、地域の活性を目的とする活動に発展。昭和61年10月、熊地区全戸が加入する熊地区活性化推進協議会が設立。
- ◆昭和62年、国・県・市から補助を受け、事業費1億6,000万円で農産物加工施設「水車の里」建設。翌年、食事処「かあさんの店」オープン。事業費の内、地区負担分4,200万円は、財産区管理会が市から委託を受けてきた山林管理費の貯えからの提供を受けた。

（３）組織体制・活動拠点

①組織形態等

- ◆事業を行う①水車部、②しあわせ部、③いきがい部、④ふるさと部の4部門、諸事業を統括する理事会、その下に各事業部門の執行部で構成する「ゆめまちづくり委員会」がある。
- ◆「水車の里グループ」発足当時の30年前から「全体会」を月に1回開催。合意形成を最も大事にしてきたことが、多様な活動を継続できた要因。

②活動拠点

- ◆農産物加工施設「水車の里」、食事処「かあさんの店」、物産館「ぶらっと」、体験交流施設「ふれあいの家」

（４）事業内容・法人化

①事業内容

- ◆水車部：農産物加工・販売、食堂、イベント出店、手づくり体験実習、ふるさと便、食農学習ボランティア育成講座（平15年度県委託）等
- ◆しあわせ部：いきがいデイサービス「どっこいしょ」、給食サービス、中山間地域等助け合い活動支援事業（平16年度県委託）等（※その他、過疎地有償運送を検討中）
- ◆いきがい部：「ほたるを観る会」「大寒謝祭」等イベントの企画・運営、都市と山村の交流事業、ホームステイの受け入れ等
- ◆ふるさと部：環境保全活動、体験型環境学習
- ◆事務局：移住定住者のための「お試し住宅」の管理運営

②法人化について

- ◆事業の継続性と社会的な信頼感を得るため、法人格の取得を検討。平成5年頃から研修会を行うなど議論を重ね、平成12年6月、NPO法人の法人格を取得。
- ◆「安心して心豊かに暮らせる地域づくり」が共通目標であることを明確にするため、利益を追求する有限会社ではなく、地域を守るNPO法人を選択。

全国町村会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-35

全国町村会館

TEL. 03-3581-0483

FAX. 03-3580-5955

URL : <http://www.zck.or.jp>